

第3章 災害応急対策計画

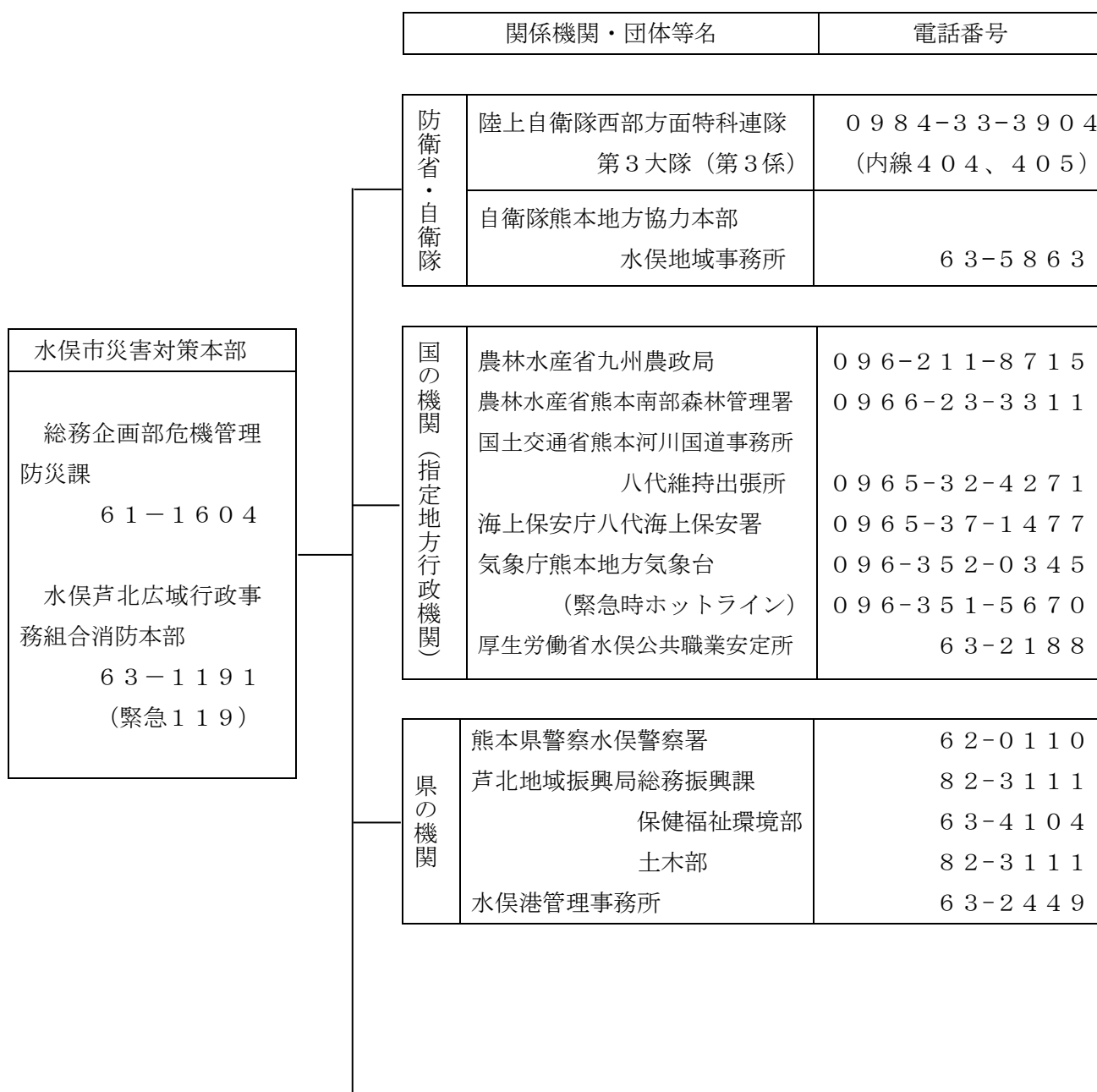
第1節 組織計画

1 水俣市災害対策系統

(1) 水俣市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

本市の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、水俣市災害対策本部と水俣市防災会議を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動等を実施するものとする。

協力系統は、次の図のとおりとする。



指定公共機関	J R九州新水俣駅	6 3 - 3 6 2 1
	新八代新幹線工務センター	0 9 6 5 - 3 3 - 6 5 7 5
	肥薩おれんじ鉄道水俣駅	0 9 6 5 - 3 2 - 5 6 7 8
	郵便事業株式会社水俣支店	6 3 - 3 6 1 1
	西日本電信電話株式会社 熊本支店	0 9 6 - 3 2 1 - 3 0 8 3
	日本赤十字社熊本支部 水俣地区（福祉課）	6 1 - 1 6 4 0
	水俣市建設業協会	6 2 - 2 9 2 8
	NHK水俣通信部	6 3 - 2 8 0 2
	九州電力送配電株式会社 熊本支社八代配電事業所	0 1 2 0 - 9 8 6 - 6 0 6
指定地方公共機関	産交バス株式会社水俣営業所	6 3 - 2 1 8 5
	南国交通株式会社水俣車庫	6 2 - 2 0 6 1
	南九州センコー株式会社	6 3 - 4 1 1 1
	有限会社獅子島汽船	6 3 - 2 2 4 8
	熊本日日新聞社水俣支局	6 3 - 3 4 4 5
公共的団体等	水俣市芦北郡医師会	6 3 - 4 1 3 8
	熊本県薬剤師会水俣支部	6 3 - 2 4 1 7
	水俣市社会福祉協議会 （ボランティアセンター）	6 3 - 2 0 4 7
	J Aあしきた水俣基幹支所	6 3 - 2 1 4 8
	水俣市漁業協同組合	6 3 - 3 3 5 5
	水俣芦北森林組合	6 2 - 2 0 1 4
	水俣市商工会議所	6 3 - 2 1 2 8
	熊本県L Pガス協会水俣支部	6 3 - 3 2 2 2
	J N C株式会社水俣製造所	6 3 - 2 1 1 1
	君島タクシー	6 3 - 4 1 4 1
	大洋タクシー	6 3 - 2 1 5 1
	水俣タクシー	6 3 - 1 2 2 8

第2節 災害対策本部（危機管理防災課）

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動の実施と他の防災関係機関との調整を行うため、災害対策基本法及び水俣市災害対策本部設置条例に基づき、市長が設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に至らない場合においても、災害に対する対応が必要な場合には、前段階として災害対策本部に準ずる災害警戒本部（本部長：副市長）を設置することができる。

1 本部設置の基準

水俣市災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次のいずれかに該当する場合とする。

（1）災害対策本部

① 設置場所

本部は、水俣市役所仮庁舎内に設置する。会議を仮庁舎2階第1会議室で行い、本部運営を仮庁舎2階第2会議室で行う。ただし、仮庁舎が何らかの理由により使用できない場合は、**もやい館、総合体育館会議室**の順に利用するものとし、いずれも使用できないときは、駐車場に設置する。

なお、仮庁舎や他施設の被災状況に応じて、水俣警察署及び水俣芦北広域行政事務組合消防本部との「大規模災害における施設の使用に関する協定」に基づき、警察署3階会議室又は消防本部2階災害対策室の使用について要請を求めるものとする。

② 設置基準

ア 水俣市の観測地点で、**震度5強以上の地震**を観測したとき

イ 水俣市周辺で地震が発生し、有明・八代海に**津波注意報**が発表されたとき

ウ 遠地で地震が発生し、有明・八代海に**津波警報**が発表されたとき

エ **24時間以内に台風の暴風域に入る恐れがあるとき**（株式会社ウェザーニューズの「意思決定支援情報」に基づく。）とき

オ **土砂災害警戒情報**が発表されたとき

カ 市内の観測所の**水位が氾濫注意水位（＝避難判断水位）を超えたとき**

キ 株式会社ウェザーニューズの情報により、**時間50ミリ以上の降雨が予測されたとき又は連続雨量200ミリ以上の降雨を観測し、かつ時間40ミリ以上の降雨が予測されたとき**

ク 市内に**災害が発生し、又は発生が予想され、その規模等から本部を設置して応急対策を実施する必要があるとき**

ケ 県災害対策本部又は芦北地方災害対策本部が設置され、本市の地域の一部又は全部について特に応急対策を実施する必要があるとき

(2) 現地災害対策本部

① 設置場所

災害現場から300メートル内を原則とし、二次災害が発生しない安全な場所で、通信機器等がそろった施設を確保するものとする。適当な施設がない場合には、現場と交通至便な施設を確保するか、屋外にテントを設置し、通信機器についてはNTT西日本などの協力を得て対応を行う。

② 設置基準

市長が必要と認めたとき。(被害規模が大で現地に対策本部を置くことが、円滑な救助・救援活動に繋がる場合等)

※ 現地対策本部には、応急対策又は救助・救護を担当する者のほか、総務班又は広報情報班の中から、現地情報収集活動及び被害報告等並びに現地での協力機関との調整をする者を配置することができる。

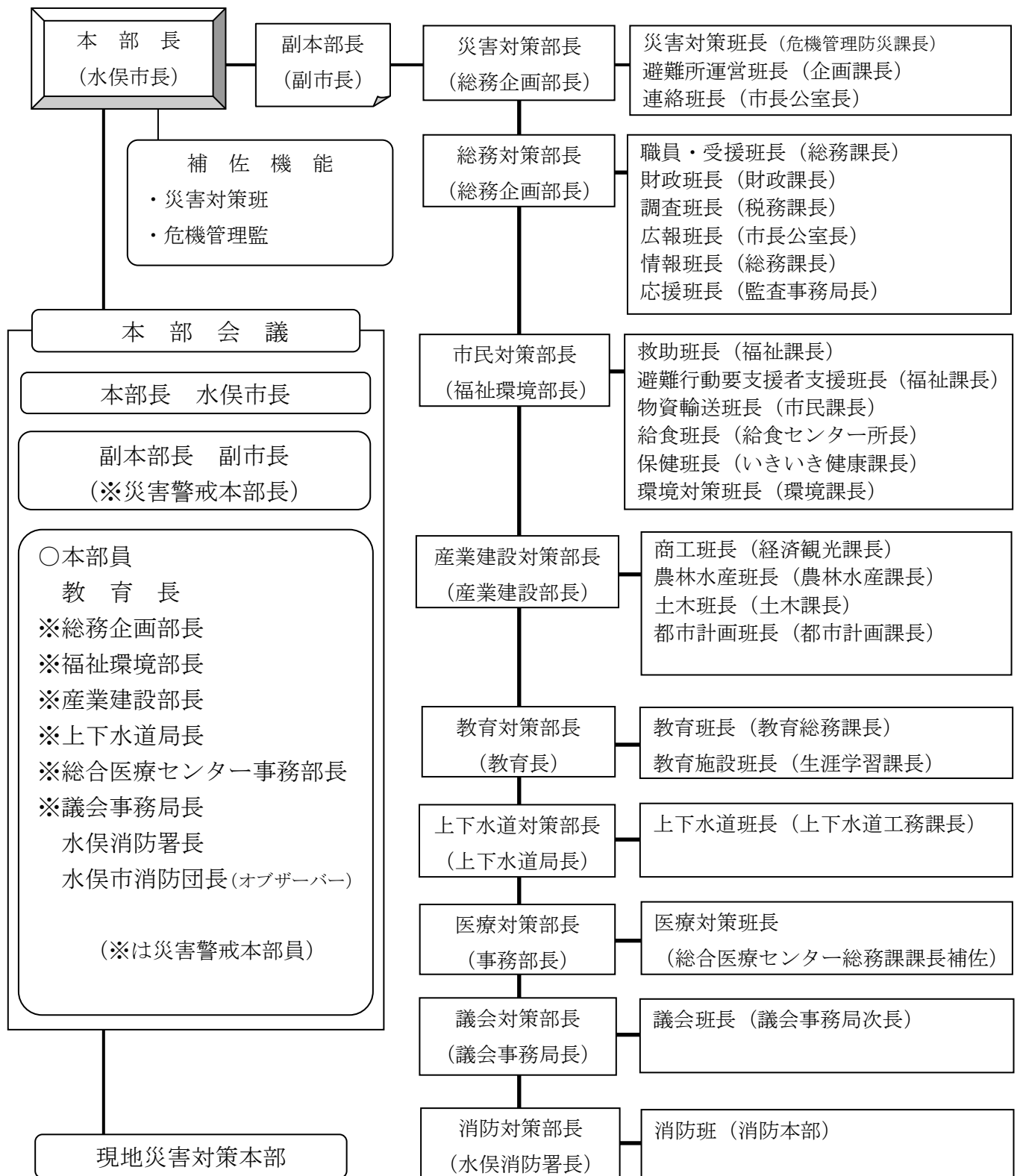
③ 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから指名したものとする。

なお、現地災害対策本部長は現地災害対策本部を掌理し、各防災関係協力機関や他自治体からの応援隊等の指揮を行う。

※ 災害対策本部の設置、運営等については、「総務班災害対応マニュアル」「災害対策本部設置運営マニュアル」に別途定める。

2 災害対策本部組織



3 災害対策本部の事務分掌

部	班（担当課）	事 務 分 掌
災害対策部	災害対策班 （危機管理防災課）	災害対策本部に関すること。 本部会議に関すること。 避難所及び福祉避難所の開設に関すること。 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。 災害記録（報告を含む）に関すること。 気象情報の接受及び通報に関すること。 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。 災害対策本部通信施設及び無線連絡に関すること。 防災関係機関との連絡調整に関すること。 自衛隊等の派遣要請に関すること。 各部間の連絡調整に関すること。 他班に属さない事項に関すること。
	避難所運営班 （企画課）	避難所の運営に関すること。 避難所開設要員への開設連絡に関すること。（災害対策班と連携） 避難所への交代職員の派遣に関すること。（職員班と連携） 避難所への情報伝達・情報収集に関すること。 他班の応援に関すること。
	連絡班 （市長公室）	本部長の命令伝達に関すること。 本部長及び副本部長の災害状況視察に関すること。 国及び県からの視察対応並びに陳情書の作成に関すること。 り災見舞い及び災害視察者の対応に関すること。 災害情報の収集及び整理に関すること。 他班の応援に関すること。
総務対策部	職員・受援班 （総務課） （財政課）	災害時における職員の配置及び動員に関すること。 職員のり災状況調査、見舞金等の給付に関すること。 職員の安否確認、健康状態に関すること。 市外等からの受援職員の市への受け入れに関すること。 支援が必要な業務・人数の把握及び職員派遣の調整に関すること。 他班の応援に関すること。
	財政班 （財政課） （会計課）	災害対策に係る予算措置に関すること。 災害応急対策等及び災害復旧に要する資金計画並びに斡旋に関すること。 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 災害時の配車計画及び車両の確保に関すること。 庁内電話の確保及び整備に関すること。 来庁者の安全確認に関すること。

		義援金等の保管に関すること。 災害に関する支出に関すること。 他班の応援に関すること。
	調査班 (税務課)	土地、家屋等の被害調査、情報収集に関すること。 被災者に対する市税の減免、徴収猶予等に関すること。 被災に係る証明に関すること。 他班の応援に関すること。
	広報班 (市長公室)	災害に係る広報に関すること。 災害写真の撮影収集及び記録に関すること。 ホームページを使った情報伝達に関すること。 他班の応援に関すること。
	情報班 (総務課)	情報伝達手段となる電算機器の保守に関すること。 他班の応援に関すること。
	応援班 (監査事務局)	外部からの問合せ対応等に関すること。 他班の応援に関すること。
	救助班 (福祉課)	災害救助法等に基づく諸対応に関すること。 被服、寝具、その他生活必需品の支給等に関すること。 義援金品等の受付配分に関すること。 社会福祉施設等の被害状況の収集に関すること。 他班の応援に関すること。
市民対策部	避難行動要支援者支援班 (福祉課) (いきいき健康課)	避難行動要支援者支援対策の立案・名簿の提供、回収等に関すること。 避難行動要支援者の避難誘導・搬送に関すること。 福祉避難所の運営に関すること。 避難行動要支援者に係る施設の被害状況の調査及び収集に関すること。
	物資輸送班 (市民課)	備蓄物資の避難所への輸送に関すること。 災害救助法に基づく救援物資の調達、輸送に関すること。 企業、団体との協定に基づく救援物資の調達、輸送に関すること。 他班の応援に関すること。
	給食班 (給食センター)	被災者に対する炊き出し及び食品の給与に関すること。 他班の応援に関すること。
	保健班 (いきいき健康課)	保健衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関すること。 医療、保健機関との連絡調整に関すること。 災害時における食品等衛生管理に関すること。 被災者のケアに関すること。 他班の応援に関すること。

	環境対策班 (環境課) (水俣病資料館)	衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関すること。 り災地区の防疫に関すること。 災害時発生した廃棄物の処理に関すること。 り災地区のし尿処理、簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設に関すること。 遺体の埋葬等に関すること。 他班の応援に関すること。
産業建設対策部	商工班 (経済観光課)	商工・観光業者の被災状況の調査に関すること。 り災商工業者等に関する金融対策に関すること。 災害時における輸送荷役業者等との連絡調整に関すること。 その他商工観光関係機関との連絡調整に関すること。 他班の応援に関すること。
	農林水産班 (農林水産課) (農業委員会)	農地農林水産関係の被災状況の調査に関すること。 り災農林水産畜産業者の金融対策に関すること。 農作物、農地及び農業用施設並びに林野、林道の災害対策に関すること。 園芸農作物及び工芸作物、家畜及び家きんの災害対策に関すること。 農業災害補償に関すること。 漁港等の災害対策に関すること。 災害時の舟艇の調達に関すること。 他班の応援に関すること。
	土木班 (土木課)	公共土木関連施設の被災状況調査に関すること。 土木施設災害復旧事業の総轄に関すること。 水防法・洪水対策・高潮対策に関すること。 道路及び橋梁、河川堤防等に関すること。 緊急輸送道路(国道・県道・主要道路)の管理部署との連携に関すること。 救出、救助機械の調達、労務の供給等に関すること。 他班の応援に関すること。
	都市計画班 (都市計画課)	建築物の災害予防及び応急修理に関すること。 建設型仮設住宅の設置等に関すること。 建築物の応急危険度判定に関すること。 救出、救助機械の調達、労務の供給等に関すること。 災害建築資材の調達・斡旋に関すること。 他班の応援に関すること。

部	班（担当課）	事 務 分 掌
教育対策部	教育班 （教育総務課）	学校施設・教育施設の災害状況調査に関すること。 学校施設の避難所運営に関すること。 児童生徒等の応急教育対策に関すること。 学校用教科書、学用品等のあっせん調達に関すること。 児童生徒に対する心のケア等に関すること。 他班の応援に関すること。
	教育施設班 （生涯学習課） （スポーツ振興課）	社会教育施設（スポーツ施設・文化施設を含む）の災害状況調査に関すること。 文化財の被災状況調査に関すること。 他班の応援に関すること。
上下水道対策部	上下水道班 （上下水道総務課、上下水道工務課） （環境課）	飲料水の確保、供給に関すること。 雨水ポンプ場の運転に関すること。 上下水道施設の被害状況調査・応急対策に関すること。 他班の応援に関すること。
医療対策部	医療対策班 （市総合医療センター総務課）	所管施設の被害調査及び応急復旧並びに報告に関すること。 入院患者及び外来患者の安全確保と医療確保に関すること。 災害対策本部との連絡調整に関すること。 医療品の管理、配分及び調整に関すること。 災害救助法に基づく医療及び助産に関すること。 その他本部長の指示する事項に関すること。
議会対策部	議会班 （議会事務局）	議会事務局の事務分掌に係る災害対策に関すること。 議会関係機関の視察等に関すること。 他班の応援に関すること。

消防機関	事 務 分 掌
水俣消防署長	消防機関の動員及び配置に関すること。 気象情報及び災害情報の収集並びに通報に関すること。 消防本部の分掌事務に係る災害対策に関すること。
水俣市消防団長 （オブザーバー）	消防団の動員及び配置に関すること。 避難勧告等の住民への周知に関すること。 災害情報の収集及び通報に関すること。

第3節 職員動員計画（危機管理防災課）

1 動員体制の整備

関係機関並びに市の各所属長は、災害発生のおそれ又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事できるようあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市職員の動員体制

（1）注意警戒体制

防災に関する情報収集体制として、次の基準に達した場合、総務企画部長及び危機管理防災課長は、災害配備待機班の担当職員（総務班）を配置し、情報収集及び気象情報等の監視に当たらせるものとする。

なお、配置する職員については、状況により増減させることができ、出動予定課に限らず、必要な部署の呼び出しを総務企画部長及び危機管理防災課長の判断で行うことができる。

① 株式会社ウェザーニューズの情報により、**大雨注意報の発表の有無にかかわらず、時間30ミリ以上の降雨が予測されたとき、又は連続100ミリ以上の降雨を観測し、かつ時間20ミリ以上の降雨を予測したとき**

② **津波注意報又は水俣市の観測地点で震度3以上の地震に関する情報が発表されたとき**

③ 台風の暴風域に入るおそれがあるとき

ア 出動課

- ・総務企画部危機管理防災課
- ・総務企画部総務課
- ・総務企画部企画課
- ・総務企画部財政課

イ 勤務時間外における注意警戒体制の確立

（ア）勤務時間外に、前記（1）①②③の事態が発生したときは、株式会社ウェザーニューズ及び熊本県防災情報メールサービス等により、注意報等の発表状況を確認し、株式会社ウェザーニューズに雨量予測等の詳細を確認した上で、危機管理防災課長又は危機管理防災課員に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

（イ）待機の指示を受けた職員は、注意警戒体制を確立するため、待機当番同士で連絡を取り合うものとする。

（ウ）出動した職員は、注意警戒体制を確立後、担当課長又は危機管理防災課員に連絡し、必要な指示を受けるとともに、関係機関との連絡調整、予警報の伝達、雨量、河川水位等の災害関係資料及び被害状況の収集に当たるものとする。

（エ）あらかじめ定めた待機当番職員は、日ごろから気象情報に注意し、実際の降雨状況等から、災害の発生が予見される場合には、伝達がなくても自主的に参集するものとする。

(オ) 当番となる総務班長は、災害用公用携帯電話を所持し、常に連絡が取れる状態を保持するとともに、班の引継ぎが行われた場合は、遅滞なく災害用公用携帯電話の引継ぎを行うものとする。

※ 総務班についての詳細な対応については、「総務班災害対策マニュアル」に別途定める。

(2) 第1号配備体制

災害に対する調査体制として、次の基準に達した場合、総務企画部長及び危機管理防災課長は、担当職員（調査対策班）を配置し、本章第4節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報、警報及び特別警報を伝達させるとともに、情報収集及び調査対策活動に当たらせるものとする。

なお、配置する職員については、状況により増減させることができ、出勤予定課に限らず、必要な職員の呼び出しを総務企画部長及び危機管理防災課長の判断で行うことができる。

- ① 大雨、洪水、暴風、高潮、大雪、暴風雪警報が熊本地方気象台又は福岡管区気象台から発表されたとき。
- ② 株式会社ウェザーニューズの情報により時間40ミリ以上の降雨を観測したとき、又は連続150ミリ以上の降雨を観測し、かつ時間30ミリ以上の降雨を予測したとき。
- ③ 津波警報又は水俣市の観測地点で震度4以上の地震に関する情報が発表されたとき。
- ④ 台風の暴風域に入るおそれがあるとき。（24時間前）
- ⑤ その他災害発生のおそれがあると市長が認めたとき。

ア 出勤課

- | | |
|---------------|-------------|
| ・総務企画部危機管理防災課 | ・産業建設部都市計画課 |
| ・総務企画部総務課 | ・産業建設部農林水産課 |
| ・総務企画部企画課 | ・産業建設部土木課 |
| ・総務企画部財政課 | ・上下水道総務課 |
| | ・上下水道工務課 |

イ 勤務時間外における第1号配備体制の確立

(ア) 勤務時間外に、前記(2)①②③④⑤の事態が発生したときは、注意警戒体制に配置された職員は直ちに危機管理防災課長並びに第1号配備に係る災害配備待機班の担当職員に連絡するものとする。

(イ) 連絡を受けた職員は、第1号配備体制を確立するため、あらかじめ定めた職員に連絡するものとする。

(ウ) 出勤した職員は、第1号配備体制を確立後、担当課長に連絡し、必要な指示を受けるとともに、関係機関との連絡調整、予警報の伝達、雨量、河川水位等の災害関係資料及び被害状況の収集に当たるものとする。

(エ) あらかじめ定められた注意警戒担当職員は、警報等が発表された場合、あるいは災害の発生が予見される場合には、伝達がなくても自主的に参集するものとする。

(オ) 当番となる調査対策班長は、災害用公用携帯電話を所持し、常に連絡が取れる状態を保持するとともに、班の引継ぎが行われた場合は、遅滞なく災害用公用携帯電話の引継ぎを行うものとする。

(3) 第2号配備体制

災害に対する警戒体制として、次の基準に達した場合、総務企画部長及び危機管理防災課長は、市長へ連絡を行い、指示を受けるとともに、幹部職員に連絡を行い、副市長に登庁を促し、災害警戒本部を立ち上げることができる。また、担当職員を配置し、本章第4節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報、警報及び特別警報を伝達させるとともに、情報収集、調査対策活動、災害応急活動、避難所対応等に当たらせるものとする。

なお、配置する職員については、状況により増減させることができ、出動予定課に限らず、必要な職員の呼び出しを総務企画部長及び危機管理防災課長の判断で行うことができる。

- ① 災害発生のおそれがあるとき
- ② 災害が発生したとき（全市的対応に至らないと判断される場合）
- ③ 水俣市の観測地点で震度5弱以上の地震情報が発表されたとき
- ④ 災害対策本部が第2号配備体制の確立が必要と認めるとき

ア 出動課

- | | |
|---------------|---------------|
| ・総務企画部危機管理防災課 | ・産業建設部経済観光課 |
| ・総務企画部総務課 | ・福祉環境部福祉課 |
| ・総務企画部企画課 | ・福祉環境部環境課 |
| ・総務企画部財政課 | ・福祉環境部いきいき健康課 |
| ・産業建設部農林水産課 | ・教育委員会教育総務課 |
| ・産業建設部土木課 | ・上下水道総務課 |
| ・産業建設部都市計画課 | ・上下水道工務課 |

イ 勤務時間外における第2号配備体制の確立

(ア) 第1号配備体制出動の職員は、勤務時間外に(3)①②③④の事態が発生し、第2号配備体制の確立が必要と認めるときは、総務企画部長及び危機管理防災課長に連絡するものとする。

(イ) 総務企画部長及び危機管理防災課長は、直ちに市長に連絡し、その指示により災害警戒本部を設置し、幹部職員に連絡し、所属職員の配置を指示するものとする。

(ウ) 各班長は、必要とする職員に連絡し、第2号配備体制の確立を図るとともに、各所属職員の登庁後は、各所属長が直ちに危機管理防災課長に連絡するものとする。

(エ) 幹部職員を招集し、状況により、災害対策本部に準ずる形で、「災害警戒本部」を設置し、災害警戒・対応の情報共有、指示の一元化を行う。

(4) 第3号配備体制

災害に対する全市的対応として、次の基準に達した場合、市長は災害対策本部を設置し、全職員に出動を指示した上で、災害の防止、救助等の災害対応を行う。

- ① 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大なとき
- ② 水俣市の観測地点で震度6弱以上の地震情報などが発表されたとき

ア 出動課

全部課室 ※ ただし、総合医療センターについては、「総合医療センター防火防災計画」に基づく体制とする。

イ 勤務時間外における第3号配備体制の確立

(ア) 第2号配備体制出動の職員は、勤務時間外に(4)①②の事態が発生し、第3号配備体制の確立が必要と認めるときは、総務企画部長及び危機管理防災課長に連絡するものとする。

(イ) 総務企画部長及び危機管理防災課長は、直ちに市長に連絡し、その指示により災害対策本部を設置し、幹部職員に連絡し、所属職員の配置を指示するものとする。

(ウ) 各班長は、必要とする職員に連絡し、第3号配備体制の確立を図るとともに、各所属職員の登庁後は、各班長が各対策部長へ連絡し、各対策部長は職員班に連絡するものとする。

(エ) 幹部職員を招集し、災害対策本部を設置し、災害警戒・対応の情報共有、指示の一元化を行う。

(オ) 第3号配備体制により出動する職員は、次の腕章又は名札を着けるものとする。

(腕 章)

(名 札)



* 大きさ・材質は任意

(5) 災害時の職務分担

ア 本章第2節「災害対策本部」の事務分掌のとおりとし、市長及び各命令権者が登庁できない場合には、災害対策本部組織の上席命令権者が指示を行うものとする。

イ 第3号配備体制までの段階において、総務班及び調査対策班が既に設置されている場合、総務班及び調査対策班の編成解除及び本章第2節「災害対策本部」の事務分掌への移行については、災害対策本部長が指示する。

(6) 応援職員

総務企画部長又は危機管理防災課長は、災害の状況により必要と思われるときは、配備体制を移行させることなく、災害対応に必要とする班を配備体制にかかわらず出動させ、活動を行わせることができる。

(7) 動員解除

応急措置の動員体制は、次の場合、解除するものとする。

- ① 災害発生のおそれのある注意報、警報等が解除されたとき。

※ ただし、大雨注意報については、降雨の実況がない場合等においては、注意報の解除前でも体制の解除ができるものとする。

- ② 災害発生のおそれの危険性が去り、各配備に対する判断基準値を下回ったとき。

- ③ 被災を受けた場所の被害が拡大しないと、公の機関により確認され、復旧が軌道に乗り始めたとき。

- ④ その他市長が解除の指示をしたとき。

3 消防団員等の動員体制

- (1) 第1号配備体制のときは、各分団長及び各部長は、各地域の実情に応じ活動を行うことができるものとする。

- (2) 消防団の活動を行う場合には、消防団長又は危機管理防災課長に連絡を行うものとする。

- (3) 第2号配備体制発動のときは、消防団長の指揮により、災害活動に従事するため、消防団各分団長は、あらかじめ消防団員の動員及び待機の体制を整えておくものとする。

4 他機関への出動並びに応援要請

災害発生のおそれがあり、または災害が発生したとき、災害対策本部長は関係機関の長に対して災害応急措置について協力及び応援を要請するものとする。

5 職員配置体制の長期化への対応

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、各課長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機等、柔軟な体制をとることができるものとする。

6 職員の安否確認、健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、災害時対応の増大による精神的・身体的負担が大きいことから、平時から職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

7 職員動員体制基準

本市職員の動員体制の基準は次表のとおりとする。

なお、注意警戒体制（情報収集体制）及び第1号配備体制（調査体制）の編成表については、個人情報保護の観点から関係する職員にのみ別途配布するとともに、人事異動、その他必要の都度修正をおこない、常に最新の状態に整備しておくものとする。

水俣市動員体制基準

【●印の担当職員は自主参集すること。】

待 機 基 準			注意警戒 体 制	1号配備 体 制	2号配備 体 制	3号配備 体 制	災害対策 本 部
大 雨	時間雨量	30mm以上の雨量を予想又は防災担当 が必要と認めた場合	●				
		40mm以上の雨量観測	●	●			
		50mm以上の雨量観測	●	●			●
	24時間 積算雨量	100mm以上の雨量観測かつ時間雨量20mm予測	●				
		150mm以上の雨量観測かつ時間雨量30mm予測	●	●			
		200mm以上の雨量観測かつ時間雨量40mm予測	●	●			●
	大雨警報		●	●			
土 砂 災 害	土砂災害危険度情報 危険度 1 ・ 危険度 2 ※		●	●			
	土砂災害警戒情報発令		●	●			●
	土砂災害警戒情報発令＋全員参集指示		●	●	●	●	●
洪 水	洪水警報		●	●			
	水防警報	待機水位	●	●			
		氾濫注意・避難判断水位	●	●			●
		氾濫危険水位	●	●	●	●	●
	ウェザー指標 水防対策支援レベル	レベル 1	自 宅 待 機				
		レベル 2	●				
		レベル 3	●	●			
レベル 4 ・ 5		●	●			●	
高 潮	高潮注意報		自 宅 待 機				
	高潮警報		●	●			
風	暴風警報		●	●			
台 風	暴風域に入る恐れ	24時間から36時間	●	●			
		24時間以内	●	●			●
地 震	水俣市の観測地点	震度 3	●				
		震度 4	●	●			
		震度 5 弱	●	●	●		
		震度 5 強	●	●	●		●
		震度 6 弱以上	●	●	●	●	●
津 波	八代海、有明海で地震 が発生した場合	津波注意報	●	●			●
		津波警報	●	●			●
	上記以外	津波注意報	●				
		津波警報	●	●			●
大 雪	大雪警報		●	●			
災害対策本部が必要と認めた場合			●	●	●	●	●

※ 土砂災害危険度情報 危険度 1

非常に危険（薄い紫色） 「2時間以内に基準値到達または超過を予想」

※ 土砂災害危険度情報 危険度 2

極めて危険（やや濃い紫色）「1時間以内に基準値到達または超過を予想」

- ・ 注意警戒体制 危機管理防災課、総務課、企画課、財政課
- ・ 1号配備体制 総務班＋調査対策班（都市計画課、土木課、農林水産課、上下水道局総務課、
上下水道工務課）
- ・ 2号配備体制 1号配備体制 ＋ 総務課、財政課、福祉課、環境課、いきいき健康課、
経済観光課
- ・ 3号配備体制 すべての職員（行政委員会事務局及び議会事務局職員を含む。）
- ・ 災害対策本部
市長、副市長、教育長、各部長、上下水道局長、総合医療センター事務部長、議会事務局長、
水俣消防署長、水俣市消防団長（オブザーバー）

第4節 気象予報等伝達計画（危機管理防災課、消防本部）

本計画は、災害発生のおそれのある場合に行う気象業務法に基づく注意報、警報、特別警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報（以下「予警報」という。）等を関係機関や住民に対し、迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領等を定めるものである。

1 予警報の定義

この計画において、注意報、警報、特別警報、気象情報、地震情報、津波予報、水防警報、火災気象通報及び火災警報の意義は、次に定めるところによる。

（1）気象等の注意報、警報及び特別警報

注意報とは、県内いずれかの地域において、災害が起こるおそれのある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して、注意を喚起するための予報をいう。

警報とは、県内いずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれのある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して、警戒を喚起するために行う予報をいう。

特別警報とは、県内のいずれかの地域において、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

水俣市が対象となる区域は以下のとおり。

	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	市町村等
熊本県	天草・芦北地方	芦北地方	水俣市

【熊本地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準】

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表面雨量指数基準が14、土壌雨量指数基準118になると予想される場合
	洪 水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、流域雨量指数基準が、水俣川流域で20.4以上、湯出川下流流域で15.4、久木野川流域で14以上になると予想される場合 また、水俣川流域で表面雨量指数11かつ流域雨量指数16.3、久木野川流域で表面雨量指数11かつ流域雨量指数11.2以上になると予想される場合
	強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、陸上及び海上の平均風速が10 m/s 以上になると予想される場合
	濃 霧	濃霧によって交通機関等に著しい支障があると予想される場合 具体的には、濃霧によって視程が陸上で100 m以下、海上で500 m以下になると予想される場合
	雷	落雷等によって被害が予想される場合
	乾 燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	風 雪	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、雪を伴い平均風速が10 m/s 以上になると予想される場合
	大 雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、24時間の降雪の深さが、平地で5 cm、山地で5 cm以上になると予想される場合
	霜	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温が3℃以下になると予想される場合

注 意 報	低 温	低温によって農作物、水道管、道路等に凍結等の著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、 冬季：平地で最低気温が－５℃以下になると予想される場合 夏季：平均気温が平年より４℃以下の低い日が３日続いた後さらに２日以上続くと予想される場合
	着氷・着雪	大雪注意報、大雪警報の条件下で気温が－２℃から＋２℃の場合
	高 潮	台風等による海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、潮位が平均海面上２．０ｍ以上になると予想される場合
	波 浪	波浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には有義波高が熊本、芦北地方で１．５ｍ以上になると予想される場合
	なだれ	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、積雪の深さ１００ｃｍ以上で、気温３℃以上の好天、低気圧等による降雨、降雪の深さが３０ｃｍ以上のいずれかが予想される場合
警 報	大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表面雨量指数基準が３５以上（浸水害）、土壌雨量指数基準が１７２（土砂災害）になると予想される場合
	洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、流域雨量指数基準が、水俣川流域で２５．５以上、湯出川下流流域で１９．３、久木野川流域で１７．６以上になると予想される場合 また、水俣川流域で表面雨量指数１１かつ流域雨量指数２２．９、久木野川流域で表面雨量指数１１かつ流域雨量指数１７．５以上になると予想される場合
	暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速２０ｍ/ｓ以上になると予想される場合
	大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、２４時間の降雪の深さが平地で２０ｃｍ以上、山地で２０ｃｍ以上になると予想される場合

	暴風雪	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、雪を伴い、平均風速が20 m/s以上になると予想される場合
	高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、潮位が平均海面上2.4 m以上になると予想される場合
	波 浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、有義波高が、熊本、芦北地方で2.5 m以上になると予想される場合
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雷を伴う暴風が吹くと予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

※ 特別警報の発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的指標で判断される。

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を一般及び関係機関に対し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は、次のとおりである。

① 気象情報（予告的情報）

災害に結びつくような顕著な状況が予想される24時間から3日前にかけて発表される気象等の注意報、警報及び特別警報の発表に先立って現象を予告し、注意を呼びかけるための情報

② 気象情報（補完的内容）

顕著な現象が切迫している場合又は発現して気象等の注意報、警報及び特別警報を行っている場合等に、気象等の注意報、警報及び特別警報を補完するための情報。実況の経過や見通しなどが図や文により適時発表される。

③ 『記録的短時間大雨情報』

大雨情報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨に関する情報、熊本県においては、1時間雨量が110ミリ以上を観測又は解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかけるために発表する情報

④ 『土砂災害警戒情報』

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市長が避難勧告等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に分割して発表する情報

（3）緊急地震速報（警戒）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ及びラジオを通じて住民に情報を提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

（4）津波注意報、津波警報及び大津波警報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積られているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）を基に、予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

種類	津波予報基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
津波注意報	20cm以上1m未満	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)
津波警報	1m以上3m未満	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
大津波警報 (津波特別警報)	3m以上	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		10m超 (10m < 予想高さ)	

注1) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波警報注意報解除」として速やかに通知する。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

① 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波予報海域区分図



(5) 地震及び津波情報

① 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおりとする。

情報の種類	発表内容
震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約188に区分、水俣市は、「熊本県天草・芦北」に区分される）と震度、地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

② 津波に関する情報

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

(6) 水防警報（水防法第16条）

水防警報とは、水防法に基づき河川管理者が発表するもので、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位等に到達した際に、水位の上昇の見通しにあわせて、発表される。

(7) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、実効湿度65%以下又は最低湿度が40%以下で、熊本の最大風速が7mを越える見込みのとき。

2 予警報の伝達系統

(1) 気象等の注意報、警報及び特別警報は、次の系統図により迅速に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類又は時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについては、この限りではない。

- ① 気象等の注意報、警報及び特別警報(津波警報等を除く)の伝達系統は、【表4-1】のとおりとする。
- ② 津波警報等の伝達系統は、【表4-2】のとおりとする。
- ③ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統は、【表4-3】のとおりとする。
- ④ 地震・津波に関する情報の伝達系統は、【表4-4】のとおりとする。

3 予警報の取り扱い

(1) 市における取り扱い

① 気象情報の収集

ア 気象業務法に基づく熊本地方気象台が発表する気象情報については、勤務時間中においては、危機管理防災課において収集しなければならない。

イ ア以外の時間においては、宿日直者が収集するものとする。

ただし、気象情報業務を委託している株式会社ウェザーニューズのRCコンサルより、24時間体制で気象情報が担当職員等に提供される状態を確保することにより、収集を行う体制に変えることができる。

ウ 消防本部は、関係機関等との連携により、気象情報の収集に努めるものとする。

エ 災害対策本部を設置した場合は、総務班において気象情報の収集に当たるものとする。

② 気象等の注意報、警報及び特別警報の伝達及び通報

勤務時間中に、伝達を受けた気象等の注意報、警報及び特別警報については、総務企画部長又は危機管理防災課長が受領し、伝達された気象等の注意報、警報及び特別警報によりとるべき措置として指示された事項について、職員及び住民に対し、伝達及び通報を行うものとする。

勤務時間外に、気象等の注意報、警報及び特別警報を受領した宿日直者または職員は、直ちに総務企画部長又は危機管理防災課長に報告するとともに、その指示を受け、あらかじめ決められた関係職員に連絡を行うものとする。

関係職員は、指示事項を迅速に伝達するため、周知方法の確認や市防災行政無線の操作

方法等について、事前に確認を行うものとする。

なお、特別警報については、市長、災害対策本部員及び全職員へ情報を伝達するとともに、あらゆる情報伝達手段を用いて市民へ伝達を行うものとする。

また、災害発生の危険が予想される予警報（土砂災害警戒情報、水防警報、特別警報等）は避難行動要支援者支援班を通じて、民生委員及び避難行動要支援者施設へ情報を伝達するものとする。

ア 住民への周知方法

- ・市防災行政無線及び戸別受信機
- ・自主防災組織連絡責任者への連絡
- ・広報車（市広報車及び消防車両）
- ・電話、携帯無線及び戸別に呼びかけ
- ・サイレン又はチャイム
- ・熊本県防災情報メールサービス
- ・エリアメール（NTTdocomo）、緊急速報メール（au, SoftBank）、防災速報アプリ（Yahoo!）
- ・市ホームページ
- ・市ホームページ携帯モバイルサイト
- ・Ｌアラート

イ 関係機関への周知方法

- ・市防災行政無線
- ・電話
- ・伝令
- ・ＦＡＸ

ウ 庁内における措置

- ・庁内放送及びdesknet's（庁内LAN）
- ・熊本県防災情報メールサービス
- ・出先機関については、市防災行政無線又は電話
- ・出先機関の受領伝達の責任者は、各施設長とする。

エ 避難支援等関係者への周知方法

- ・市防災行政無線
- ・電話
- ・ＦＡＸ

③ 市長は、予警報伝達責任者を定め、気象等の注意報、警報等の伝達を迅速に行うものとする。

ア 予警報伝達責任者は、危機管理防災課長とする。

イ 危機管理防災課長不在の場合は、危機管理防災課危機管理防災室長とする。

④ 市長、危機管理防災課長及び危機管理防災課危機管理防災室長は、熊本地方気象台から

特別警報が通報されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で通報の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。

4 異常現象発見時における措置

(1) 住民に対し、災害が発生するおそれがある異常な気象等を発見した場合は、市役所、消防本部又は警察署に通報するよう周知するものとする。

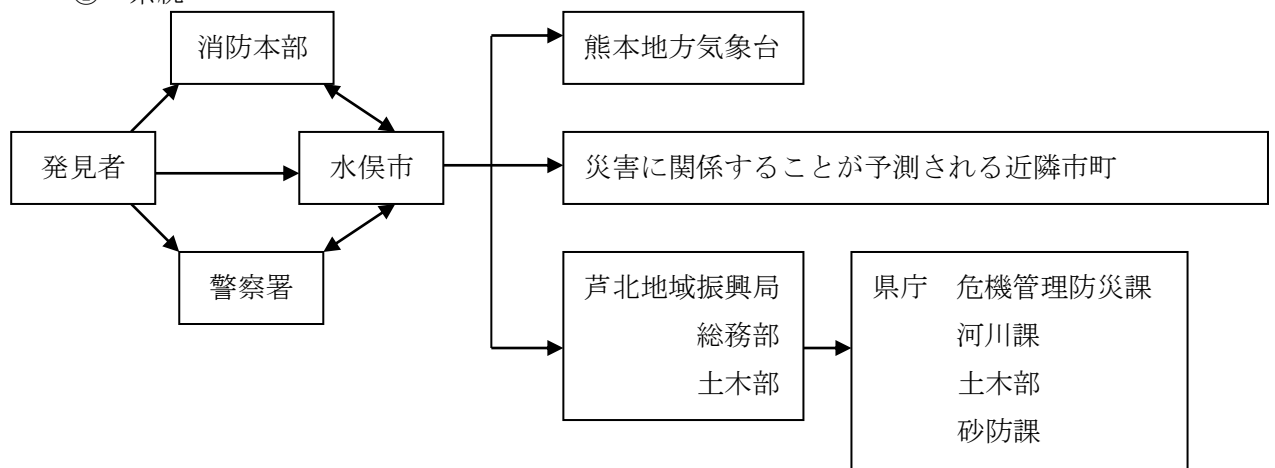
(2) 定義

ここにいう異常現象とは、県地域防災計画に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強い竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火及び爆発による降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	火山が原因と考えられる地震等 火山が原因と考えられる地割れ、山崩れ等 地表の変化
	地震関係	群発地震	数日間に渡り頻発する有感地震
	土砂災害関係	土石流等	・山鳴りや異常な音がする。 ・雨が降っているのに川の水が急に減る。 ・地面にひび割れができる。 ・がけから小石が落ちてくる。 ・がけから水が湧き出してくる。
水象に関する事項	河川関係	浸水等	水路の溢れ、堤防の亀裂等
	潮位及び波浪		異常な潮位及び異常な波浪

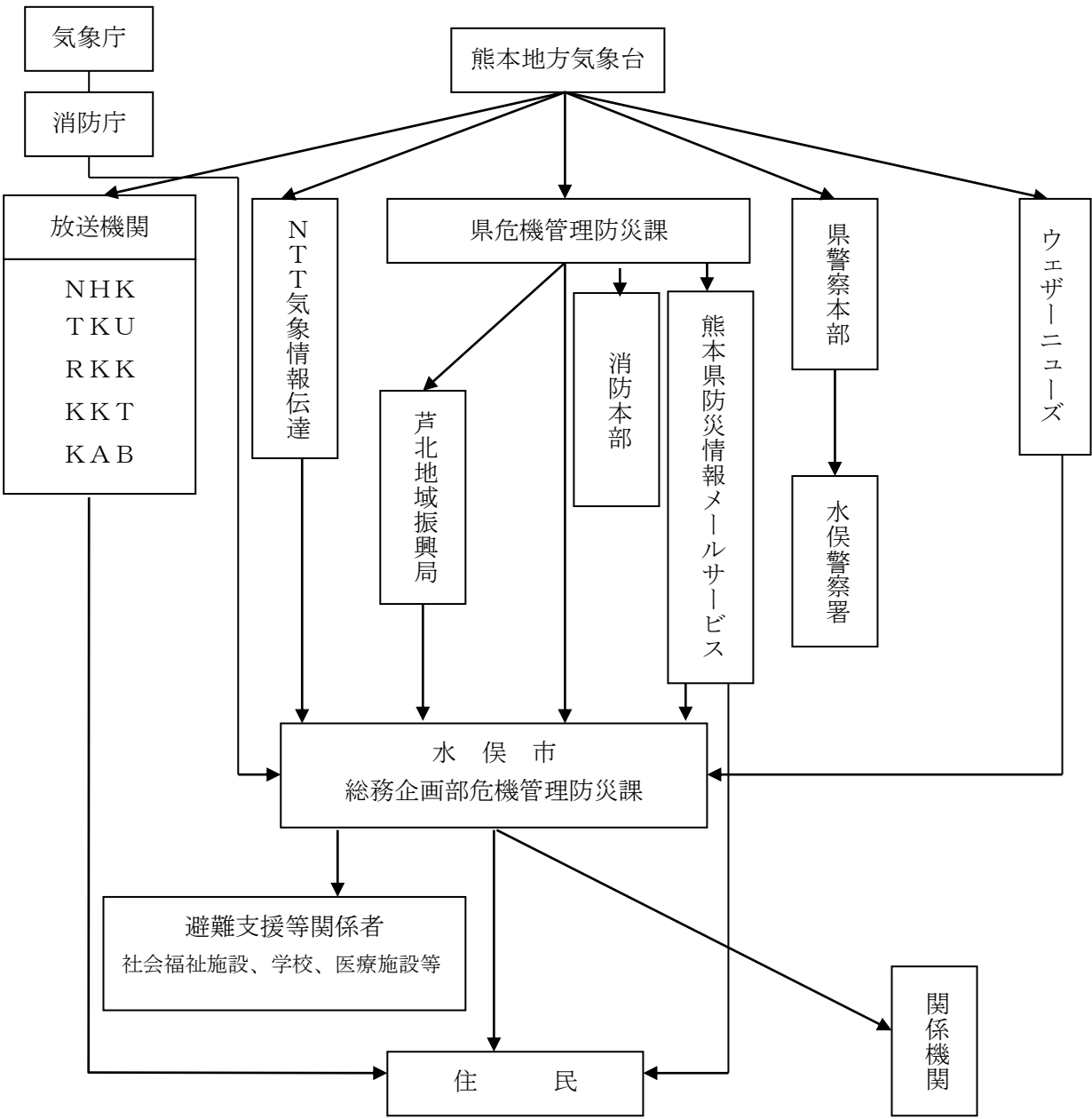
(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するよう周知を図るものとする。

① 系統

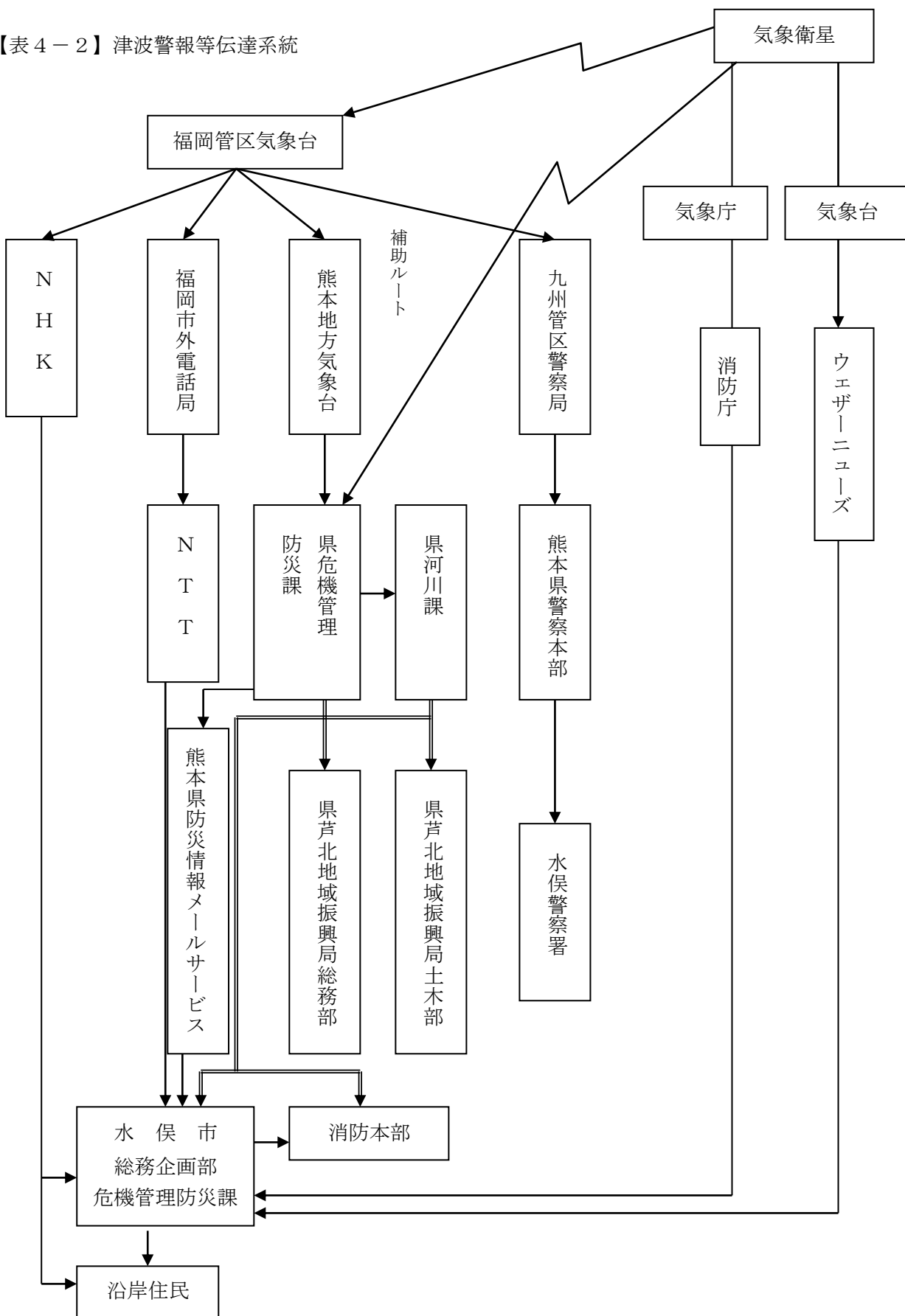


(4) 市長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに消防本部等を通じ住民に周知させるものとする。

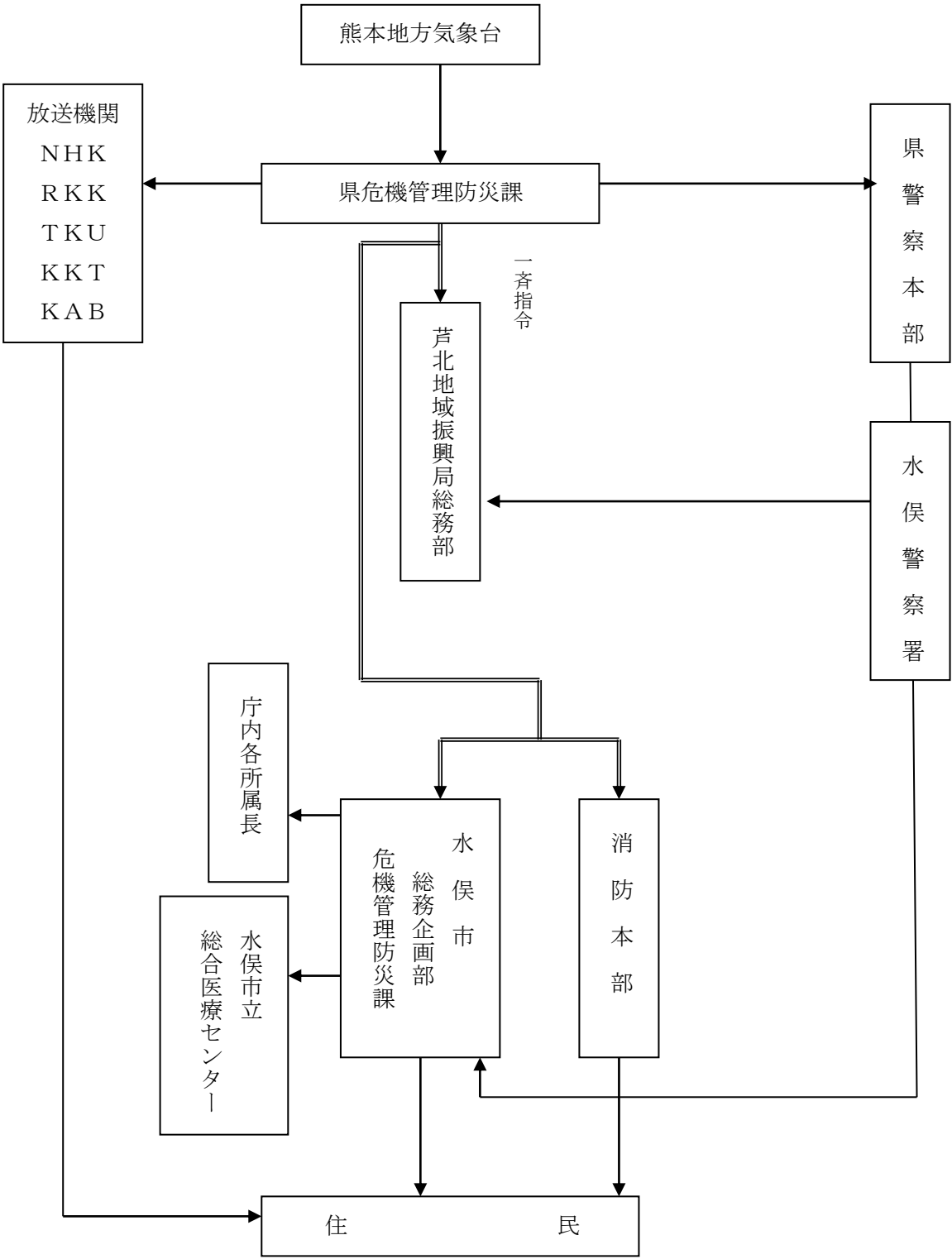
【表4-1】注意報、警報及び特別警報（津波警報等を除く）伝達系統



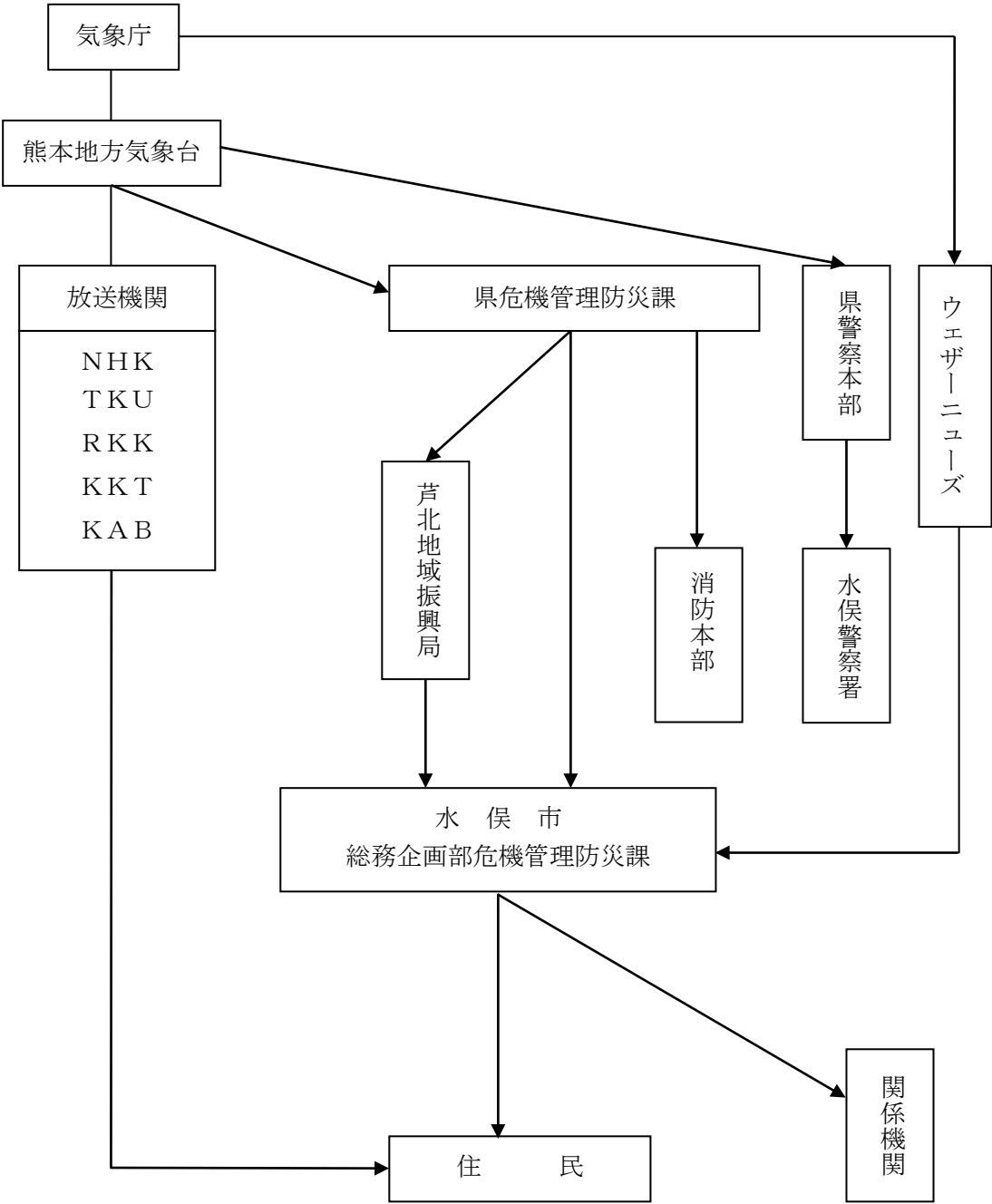
【表 4-2】津波警報等伝達系統



【表4－3】火災気象通報及び火災警報伝達系統



【表4－4】地震・津波に関する情報伝達系統



第5節 災害通信計画 （全課）

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合における災害予警報の伝達、被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設利用は、次により行うものとする。

1 災害予警報の伝達に関する利用施設

- (1) 加入電話
- (2) 県防災行政無線
- (3) 市防災行政無線
- (4) 防災専用パソコン
- (5) 各報道機関
- (6) 各協力団体

* 市防災行政無線用自動応答装置
(無線操作時に録音)
TEL 62-6222

2 被害状況等の収集

- (1) 各地区における被害状況について、現地から市又は市災害対策本部への報告は、加入電話又は市防災行政無線（移動系無線機）によるものとする。
- (2) 市長から、芦北地域振興局、その他の県の出先機関への報告は、県防災行政無線、加入電話又は電報によるものとする。
- (3) 通信網が混乱した場合は、日本赤十字社熊本無線救護隊の協力を得て行う。

3 前記以外の通信設備の利用

- (1) 前記1、2による通信設備の利用が不能になった場合は、次の専用電話、無線機等を利用するものとする。
 - ① 警察通信設備
 - ② 鉄道関係通信設備
 - ③ 電力会社関係通信設備
 - ④ 国土交通省関係通信設備
 - ⑤ 個人所有の無線通信設備

4 全ての通信設備が途絶した場合の措置

使用者をもって対応する。

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画（災害対策本部）

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害情報収集、一般被害状況報告及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。

（２）被害の判定基準は次のとおりとする。

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重 傷	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヶ月以上治療を要する見込みがある者
	軽 傷	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みがある者
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家を問わない。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに使用することが困難なもの。具体的には住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの若しくは住家の主要な構成要素に経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家の倒壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の延床面積に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
住 家 の 被 害	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木材等の堆積のため一時的に居住することができないもの
	床下浸水	住家の床上浸水に至らないもの
	一部破損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水及び床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除く。
非 住 家 の 被 害	公共建物	例えば、市役所庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で、全壊又は半壊したもの
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したもの
り 災 者 等	り災世帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水又は床下浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば、寄宿舍、下宿及びその他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者についてはこれを一世帯として扱うものとする。ただし、同一家屋親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員
文 教 施 設 等	公立学校施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除く主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設、文化施設、青年の家及びその他の必要な施設
	文化財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群
農 林 水 産 業 施 設	田の流失 埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの
	他の冠水	作物の上部先端が見えないほど、水中に没したもの
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
農 林 水 産 業 施 設	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設で次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林業用施設	隣地の利用又は保全上必要な公共的施設で次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） 2. 林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設で次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合及び同連合会の所有する倉庫、加工施設、協同作業場並びにその他の農林水産業の共同利用に供する施設
公 共 土 木 施 設	河川	河川法が適用される河川及び準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設及び沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤及びその他海岸を防護するための施設
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）及び海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
	漁港	漁港漁場整備法第2条第3号に規定する基本施設及び漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
公 共 土 木 施 設	下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設
衛 生 施 設	医療施設	病院、診療所及び助産所
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等
環 境 施 設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であつて、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設
	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設
社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
	心身障害者福祉施設	肢体不自由者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び障害者支援施設
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設
都 市 施 設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、推積土砂排除事業等の要件を具備したもの

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設
農 業 関 係 被 害	農作物等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑、茶等
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス等の農業用施設
林 業 関 係 被 害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したもの
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその付属施設
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ等
	在庫品	森林組合、森林組合連合組合会及び木・製材業者の所有又は管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）
水 産 業 関 係 被 害	水産物	漁獲物、養殖物、加工品等。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たい等の魚介類の養殖施設
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場
	在庫品	漁業協同組合の所有又は管理する物
商 工 業 関 係 被 害	商業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業等
	工業	原料を加工して有用物とする事業
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設
	船舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災

その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの
	交通止め	冠水、崩土等により交通止めとなった道路
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり及びがけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたもの
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数

(注)

- ① 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- ② 損壊とは、住家が災害により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 被害情報収集及び報告要領

市長は、管内の被害情報等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告は芦北地域振興局総務部総務振興課を経由して行い、県からの指示は芦北地域振興局を経由して市に報告されるものとする。

県に報告することができない場合は、直接国に対して行うものとし、通信が回復次第速やかに県に報告するものとする。

また、地震が発生し、水俣市において震度4以上を記録した場合は、県を通じて消防庁に対して報告するものとする。(平成24年5月31日付け消防応第111号による)

(1) 市(災害対策本部設置後を含む)の情報収集及び報告要領

- ① 市長は、防災行政無線、消防無線等を活用し、住民、自治会、自主防災組織、事業所等からの情報を基に、被害状況や孤立する地域の情報等の早期把握に努め、必要に応じて、調査対策班等を現地へ派遣し、被害状況の把握を行う。

第1号配備体制、第2号配備体制及び第3号配備についた職員のうち、担当課長又は担当班長から、現地調査を命じられた者は、速やかに災害現場を確認するとともに、特に人命の危険に係る情報を優先し、迅速に担当課長又は班長に報告するものとする。

災害及び被害の情報収集等に従事する者の安全確保については特に留意し、平時から安全確保の方法等について検討及び対策を進めるものとする。

- ② 報告の時期は、基本的に1時間ごとに行うものとし、新たな災害情報、重要な情報等は、その都度報告するものとする。
- ③ 担当課長及び班長は、本章第2節「災害対策本部」の災害対策本部組織図を基に、上位命令権者及び災害対策本部に報告するものとする。
- ④ 災害情報及び被害状況は、別に定める様式で報告するものとする。(様式第1号)

(2) 収集すべき災害情報の内容

- ① 人的被害状況(死傷者数、行方不明者数、生き埋めの可能性がある救出現場の数等)
- ② 住家被害状況(全壊、半壊、床上浸水等)
- ③ 津波及び高潮被害状況(人的被害状況、住家の被害状況)
- ④ 土砂災害(人的、住家、公共施設被害を伴うもの)
- ⑤ 出火状況又は出火件数
- ⑥ 二次災害危険箇所(土砂災害危険箇所、高圧ガス漏えい事故等)
- ⑦ 輸送関連施設被害状況(道路、港湾、漁港等)
- ⑧ ライフライン施設の被害(電気、電話、ガス、水道、下水道施設)
- ⑨ 避難状況、避難所開設状況
- ⑩ 孤立地域の発生状況
- ⑪ その他市の業務継続に必要な情報

※これらの情報について、未確認の情報であっても、その旨を添えて報告することが望ましい。
(速報と確定報の区別をはっきりする。)

- (3) 災害時における非常電話による優先利用を図るため、「災害時優先電話」の指定を受けておくものとし、これらの番号は公開しないものとする。

63-1110、63-1111、63-1112、63-1113、(FAX) 62-0611
090-5084-0171、080-1791-0313

- (4) 安否確認及び市民等からの問合せ対応

市は、消防本部、消防団、警察署、自主防災組織、自治会、避難所施設管理者、医療機関等と連携し、救出・救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り市民の安否確認を実施するものとする。

なお、市民の安否について、照会があったときも、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう、安否情報を回答するよう努めるものとする。

- (5) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認は、避難行動要支援者支援班が避難支援者等関係者の協力を得て実施し、安否確認に当たっては、危険箇所に在住しながら避難が遅れている者がいないかの把握を最優先に行う。

(6) 県への災害報告の要領

- ① 被害を発見したときは、災害情報（様式1号）をその都度芦北地域振興局長へ報告するものとする。
- ② 災害による被害状況、応急措置状況等（様式2号－1）を一定時間（毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、芦北地域振興局長に報告するものとする。
- ③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめの上、県等の出先機関に報告するものとする。
- ④ 同一災害による被害状況報告については、被害調査及び応急対策が終了した後、10日以内に（様式2号）をもって芦北地域振興局長に報告するものとする。
- ⑤ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報、様式5号）を4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに芦北地域振興局長に報告するものとする。

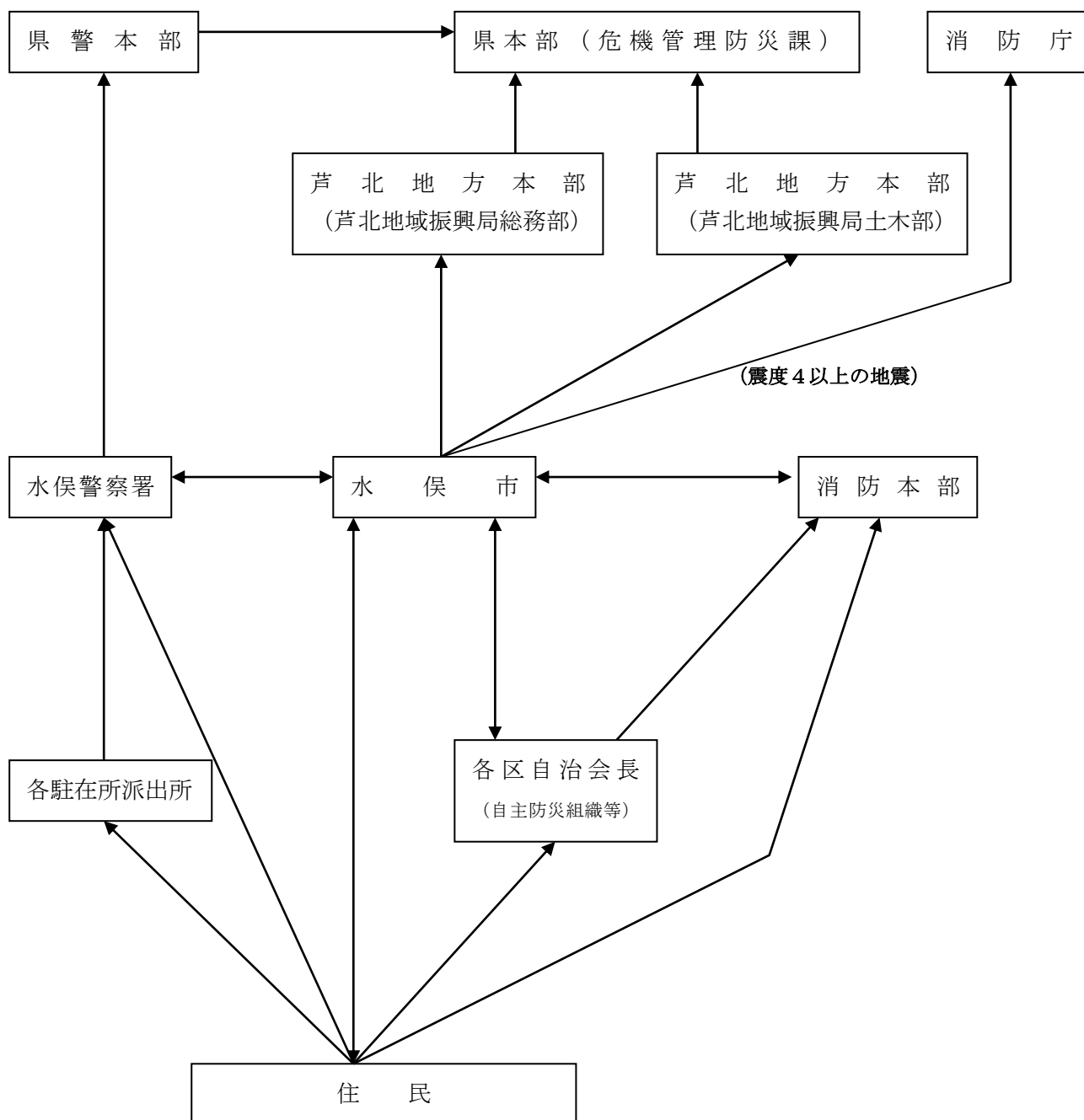
3 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、住民避難等報告及び災害年報とし、報告の区分は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘 要
(1) 災 害 情 報	水 俣 市 長	様 式 1 号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置についてその都度報告すること。
(2) 被 害 状 況 報 告 (速 報)	水 俣 市 長	様 式 2 号－ 1	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定期間おき報告するものとする。
(3) 被 害 状 況 報 告 (確 定)			同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(4) 各 部 門 別 被 害 状 況 報 告 (速報・確定)	各 部 門 別 担当部（局） 長（熊本県）	各 部 門 の 報 告 取 り 扱 い 要 領 に よ る 様 式 と す る。	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定期間おき報告すること。
(5) 住 民 避 難 等 報 告 書	水 俣 市 長	様 式 4 号	住民の避難状況を一定期間置いて報告するものとする。
(6) 災 害 年 報	水 俣 市 長	様 式 5 号	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに報告する。

4 被害等の報告系統

被害等の報告系統は、次のとおりとする。



※各部門別の被害報告系統及び様式については、熊本県地域防災計画（資料編）「第4．被害報告」参照のこと。

様式1号

災 害 情 報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	(グリッド番号)		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
受 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1 人的被害については、その被害の概要、(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢及び性別を記載のこと。 2 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

様式2号-1

被害状況報告

災害名	
-----	--

市町村名

報告者名

月 日 時 分現在

区 分		市町村名			摘 要
1	人的被害	死者	人		
2		行方不明者	人		
3		重傷者	人		
4		軽傷者	人		
5		分類未確定	人		
6	住家被害	全壊	棟		
7			世帯		
8			人		
9		半壊	棟		
10			世帯		
11			人		
12		床上浸水	棟		
13			世帯		
14			人		
15		床下浸水	棟		
16			世帯		
17			人		
18		一部破損	棟		
19			世帯		
20			人		
21		分類未確定	棟		
22			世帯		
23	人				
24	非住家	公共建物	棟		
25		その他	棟		
26		分類未確定	棟		
27	り災世帯数		世帯		
28	り災者数		人		
29	災害警戒本部等設置日時				
30	災害警戒本部等廃止日時				
31	災害対策本部等設置日時				
32	災害対策本部等廃止日時				
33	消防職員出動延人数				
34	消防団員出動延人数				

区分		市町村名		摘要
35	首長の安否		確認済	【留意事項】 ・今回様式改正により新たに改正（追加）した区分No. 35～49 について、該当する方を○で囲ってください。 ・補足、追加事項については、摘要欄にご記入をお願いします。
			未確認	
36	職員の参集状況		充足	
			不足	
37	本庁舎の使用の可否		可 ・ 否	
38	電力の確保状況	本庁	通電	
			停電	
39		支所等	通電	
			停電	
40	水の確保状況	職員用	充足	
			不足	
41		住民用	充足	
			不足	
42	食料の確保状況	職員用	充足	
			不足	
43		住民用	充足	
			不足	
44	孤立地域の有無		有	
			無	
45	電 話		異常なし	
			不通	
46	F A X		異常なし	
			不通	
47	インターネット		異常なし	
			不通	
48	防災行政無線		異常なし	
			不通	
49	防災情報ネットワーク		異常なし	
			不通	

住 民 避 難 等 報 告 書

市町村名（担当者名）		
報告日・時間		

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、避難勧告（勧告）、避難指示（指示）、警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。

解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。

災 害 年 報

様式5号

水俣市

区 分		災 害 名							計
		発 生 年 月 日							
人 的 被 害	死 者		人						
	行 方 不 明		人						
	重 傷 者		人						
	軽 傷 者		人						
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世 帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世 帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世 帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟							
		世 帯							
		人							
	一 部 損 壊	棟							
		世 帯							
		人							
非住家	公 共 建 物		棟						
	そ の 他		棟						
り 災 世 帯 数			世 帯						
り 災 者 数			人						
県 地 域 災 害 対 策 本 部		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 述 人 数									

第7節 広報計画 （市長公室）

市内の災害時における情報、被害状況等を報道機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と住民の安全を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取して、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 実施機関（関係機関）

災害対策基本法に定められている災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条、第51条）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡（関係機関）

各実施機関は相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 市における広報活動

（1）情報収集要領

原則として本章第5節「災害通信計画」及び本章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」により、情報収集を行う。

（2）情報の発表と広報活動

- ① 収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報誌等を活用し、適切に市民に周知を図る。
- ② 広報活動の資料及び記録として災害写真の撮影、被災現場等の取材を行う。この場合、広報活動に従事する者の安全確保には十分留意する。
- ③ 市防災行政無線及び広報車の活用により、被災地域における応急対策等について周知徹底を図る。
- ④ 広報紙、チラシ、ポスター等を作成して広く周知を図る。
- ⑤ 防災行政無線、インターネット、熊本県防災情報メールサービス、市広報車及び消防団車両により、被害状況等の情報提供を行う。

（3）広報内容

- ① 地震情報（震度情報等の内容）
- ② 災害対応情報（災害対策本部の設置等）
- ③ 被害の状況（被害の場所、規模、状況等）
- ④ 避難情報（自主避難を促す注意喚起及び避難勧告）
- ⑤ 道路、河川等の被害情報（交通規制等）
- ⑥ 電気、水道等の被害状況（停電、断水等）
- ⑦ 医療救護所の開設状況（設置場所等）
- ⑧ 給食給水実施状況
- ⑨ 二次被害を含む被害の防止に関すること

⑩ 一般市民に対するボランティア要請

⑪ その他必要に応じた事項

4 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して、警報等が確実に伝わるよう、関係業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

5 報道機関への対応

市は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第8節 事前措置計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、上下水道局総務課、上下水道局工務課、危機管理防災課)

1 事前措置の方式の基準

災害対策基本法第59条により、市長は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため適切な措置を次の方法により行うものとする。

(1) 事前措置の対象物

- ① がけ崩れのおそれのある土地
- ② 貯木場の材木
- ③ 風害を起こすおそれのある広告物、煙突等
- ④ 農業用ため池及び水門
- ⑤ その他市長が認めるもの

(2) 事前措置の内容

- ① 防火対象物等についての改修等
- ② 水防上の危険箇所について管理者（国、県）への連絡
- ③ 対象物の除去

(3) 措置方式

- ① 対象物の占有者、所有者及び管理者への指示
- ② 警察署長への要求

2 事前措置の始期、終期の基準

- (1) 災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。(始期)
- (2) 災害を拡大させるおそれがあり、市長が必要と認めたとき。(始期)
- (3) 災害の発生のおそれがなくなったとき、又は拡大のおそれがなくなったとき。(終期)

3 公用負担

災害対策基本法第64条、災害対策基本法施行令第24条から第27条の規定による応急公用負担等は、第4章「水防計画」に準じて実施するものとする。

第9節 避難計画（災害対策本部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

1 実施責任者

災害から住民の生命又は身体を保護するため避難の勧告、指示等の実施責任者は、次のとおりとする。

（1）市長

市長は、人命を保護し、災害の拡大を防止するため、特に避難の必要があると認めたときは、その地域の居住者、滞在者及びその他の者に対し「立ち退き勧告」又は「立ち退きの指示」ができる。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が立ち退きの指示ができないときは、現場付近にいる消防本部職員、消防団員及び市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（2）警察官等

警察官又は海上保安官の避難指示は、原則として市長が「立ち退きの指示」ができないと認める場合に行うものとする。

また、市長から要求があったときに、災害対策基本法第61条の規定に基づく「立ち退きの指示」を行う。ただし、危険が急迫し、緊急を要する場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づき措置をするものとする。

2 避難等の基準

避難等の基準は、災害の種類及び地域性により異なるが、おおむね次のとおりとする。

実施責任者は、「市民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」との考え方のもと、避難等のタイミングを失わせぬよう関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、被害の予測及び災害発生の兆候の発見に努めるものとする。

この際、平成31年3月28日に内閣府（中央防災会議）が公表した避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等について）を活用し、市民がとるべき行動を直感的に理解し、主体的な避難行動が行えるよう、警戒レベルを併用した防災情報をわかりやすく提供する。

（1）避難行動等を支援する防災情報の提供

防災気象情報、住民がとるべき行動、住民に行動を促す情報等との関係は次表のとおり。

特に、警戒レベル3では高齢者等避難、レベル4では全員避難を促し、避難のタイミングを周知する。

防災気象情報、住民がとるべき行動、住民に行動を促す情報等との関係

警戒レベル	住 民 が と る べ き 行 動	住 民 に 行 動 を 促 す 情 報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避 難 情 報 等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水 位 情 報 が あ る 場 合	水 位 情 報 が な い 場 合	
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報 (浸水害))	(大雨特別警報 (土砂災害))
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示 (緊急) ※2 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

(2) 市民の自主避難

実施責任者は、災害が発生するおそれのある防災気象情報、または、防災気象情報と併用した警戒レベル相当情報が発表された場合、市民に対して自主避難を促す注意喚起を広報するものとする。また、災害が発生するおそれのある地域の住民は、被害を未然に防ぐため「自分の命は自らが守る」との考え方のもと、率先的に自主避難する。

この場合の避難所は、各地域（自主防災組織）で定めた避難所とする。ただし、台風の接近等が予想される場合においては、自主防災組織の活動が充実するまでの経過措置として、市の管理する避難所の一部を開設することができる。

(3) 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、避難に時間を要する「避難行動要支援者」の避難を促すために、避難勧告や避難指示（緊急）に先だって避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

基準については、【別表 避難勧告等の発令基準】のとおり

(4) 警戒レベル4 避難勧告（災害対策基本法第60条）

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者及びその他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告する。

ただし、強制的に排除することはできない。

基準については、【別表 避難勧告等の発令基準】のとおり

(5) 警戒レベル4 避難指示（緊急）（災害対策基本法第61条）

市長は、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮及びその他災害発生の事象が避難勧告の段階より悪化し、災害発生の危険性が切迫し、直ちに避難する必要があると判断した場合、又は、重ねて避難を促す必要がある場合は、避難指示（緊急）を発令する。

ただし、強制的に排除することはできない。

基準については、【別表 避難勧告等の発令基準】のとおり

(6) 【別表 避難勧告等の発令基準】を参考にする際の注意事項

市長は、発令に当たっては、今後の被害の拡大等のおそれを十分に配慮し、数値情報のみでなく、実際の災害発生状況等を踏まえて総合的に状況を判断し、適時適切に決定しなければならない。この際、「空振り」をおそれ、決定を躊躇してはならない。

(7) 避難勧告等の発表

市民の命を守るという観点で、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難勧告等の発令に当たっては、警戒レベルを併用し、直感的かつ容易に理解できる文言を用いるとともに、次に掲げる事項をできる限り明確にして住民の避難行動を促すようにするものとする。

- ① 災害種別毎に脅威がある場所を特定する。
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にする。
- ③ どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にする。

なお、避難勧告等の発表に当たっては、国の指定地方行政機関及び県に対し避難勧告等の対象地域、発表時期等について助言を求めることができる。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合等は躊躇することなく助言を求めるものとする。

- ① 水 害・・・・・・・・熊本県（危機管理防災課、河川課）
芦北地域振興局（総務振興課、工務課）
- ② 土砂災害・・・・・・・・国土交通省砂防所管事務所
熊本県（危機管理防災課、砂防課）
芦北地域振興局（総務振興課、工務課）
- ③ 津波・高潮・・・・・・・・熊本県（危機管理防災課、河川課）
芦北地域振興局（総務振興課、工務課）
- ④ 防災気象情報・・・・・・・・熊本地方気象台

（８）避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるとともに、必要に応じて国の指定地方行政機関、県、専門家等の意見を求めるものとする。

3 警戒区域の設定等（強制力、罰則規定あり。）

（１）警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（２）設定権者

- ① 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員
- ② ①に規定する者が現場にいないとき、又は要求があったときは、警察官又は海上保安官
- ③ ①、②に規定する者がその場にいないとき、自衛隊法第83条に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

【別表 避難勧告等の発令基準】

1 避難勧告等の発令の考え方

(1) 避難勧告等の発令にあたっては、気象庁から段階的に発表される防災気象情報や熊本地方気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム、熊本県防災情報共有システム、ウェザーニューズ水防対策支援サービスの情報(※)、職員や消防団等による巡視・巡回報告、市民の通報等を活用するとともに、特に、立ち退き避難が困難となる夜間から翌日早朝にかけての予測を重視し、気象庁の会見、熊本県及び熊本地方気象台の防災予報官の助言等を含め、総合的に判断し発令する。

(※) 状況判断において活用すべき情報(一例)

① 熊本地方気象台ホームページ

ア 気象警報・注意報(図表形式)

イ 大雨・洪水警報の危険度分布

- ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布
- ・ 大雨警報(浸水害)の危険度分布
- ・ 洪水警報の危険度分布

ウ 土砂災害警戒情報

② 熊本県統合型防災情報システム及び熊本県防災情報共有システム

ア 土砂災害危険度情報

- ・ 土砂災害警戒判定メッシュ
- ・ スネーク曲線

イ 河川水位情報

- ・ 河川水位現況表

③ ウェザーニューズ水防対策支援サービス

ア 水防体制INDEX

イ 防災雨量情報

ウ WNI独自情報

- ・ WNI満潮・干潮情報
- ・ WNI台風情報
- ・ レーダーキャスト

(2) 避難勧告等の発令は、災害対策本部会議における災害対策本部長(市長)の決定をもって発令する。ただし、近年は、これまでに経験したことのない大規模災害の発生及び警戒レベルの運用開始に伴い、『空振りを恐れず、明るいうちの早めの避難を住民に呼びかけること』が益々重要となったことをうけ、災害対策本部の設置や、臨時庁議を開催しないままでの早めの自主避難の呼びかけや避難所開設の意思決定が必要になる場合も考えられる。このような災害対策本部の設置前、又は臨時庁議の未開催時の対応については、「3 災害対策本部の設置以前における対応」のとおりとする。

2 発令区分及び判断基準

発令区分		判断基準
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害
		河川氾濫・浸水
		台風
		高潮

発令区分		判断基準
警戒レベル4	土砂災害	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害警戒判定メッシュで、【非常に危険（危険度1、薄い紫色）】「2時間以内に基準値到達又は超過を予想」する場合（避難を開始する目安） ③ 崖等で小石がぱらぱらと落ちる、山の斜面に亀裂がはいる、山の斜面から水がふきだす、山（地）鳴りがする、川に流木が混じりはじめる、河川水位の急激な変化（急に増える、又は、急に下がる）、湧き水が異常に濁ったりする等の前兆現象が発見された場合 ④ 50mm以上の時間雨量を観測後、引き続き、防災雨量情報が高い雨量を継続し、土砂災害警戒情報の発表のおそれがある場合 (WN I 大雨に関するリスクスケール「レベル4」相当) ⑤ 200mm以上の連続雨量、かつ、時間雨量40mm以上を観測、引き続き、防災雨量情報が高い雨量を継続し、土砂災害警戒情報の発表が予測される場合 (WN I 大雨に関するリスクスケール「レベル4」相当) ⑥ 上記のほか、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合
	避難勧告 河川氾濫・浸水	① 河川（水俣川、湯出川、久木野川）の河川水位情報が氾濫危険水位に到達した場合（河川水位に関しては、第4章 水防計画P167を参照） ② 河川水位情報が避難判断水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ア 河川上流の水位が急激な上昇を示している場合 イ 洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合 ウ その後も、強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防からの異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 上記のほか、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合
	台風	① 24時間以内に暴風域に入るおそれがあり、夜間から明け方にかけて、暴風警報又は暴風特別警報が発表され、暴風による被害が予想される場合 ② 上記のほか、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合
	高潮	① 高潮警報が発表され、高潮による被害が予想される場合 ② 高潮注意報が発表されている状況において、今後、警報に切り替える可能性が高く、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ③ 高潮注意報が発表されている状況において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高いと予想される場合 ④ 上記のほか、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合
	地震	① 小規模な火災が発生し、大規模火災に発展するおそれがあると予想される場合 ② 上記のほか、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合

発令区分		判断基準
警戒レベル4	避難指示（緊急） （注）	土砂災害
		河川氾濫・浸水
		台風
		高潮
		地震・津波

（注）緊急時に、又は重ねて避難を促す場合等

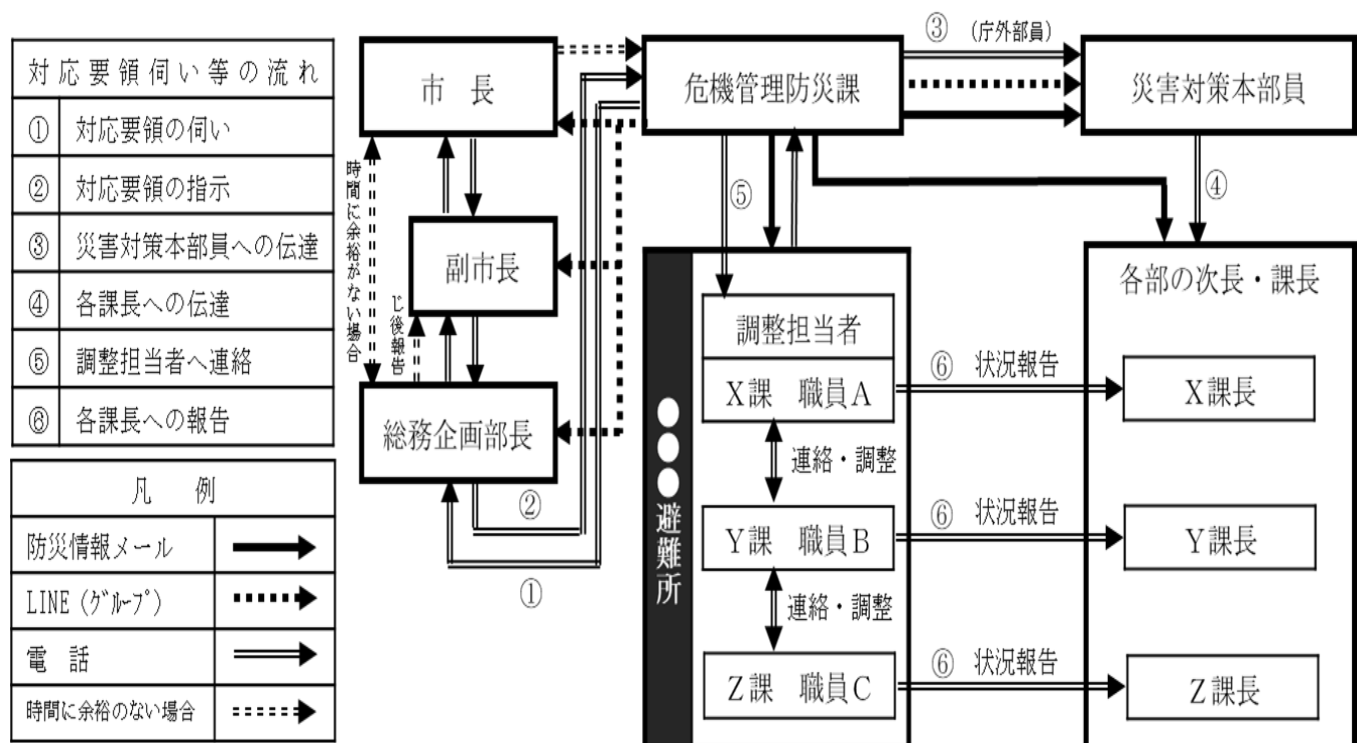
発令区分			判断基準
警戒レベル5 (注)	災害発生情報	土砂災害	土砂災害が発生した場合
		河川氾濫・浸水	① 決壊や越水・溢水が発生した場合 ② 氾濫発生情報により把握できた場合
		台風	人的被害を伴う建物等の倒壊が発生した場合
		高潮	① 海岸堤防等が倒壊した場合 ② 異常な越波・越流が発生した場合
		地震・津波	① 地震・津波被害が把握できた場合 ② 大規模火災（大火）が発生した場合

(注) 警戒レベル5災害発生情報

周知することが可能な場合に、努めて可能な範囲で発令する。

3 災害対策本部の設置以前における対応

災対本部設置以前の連絡体制の考え方



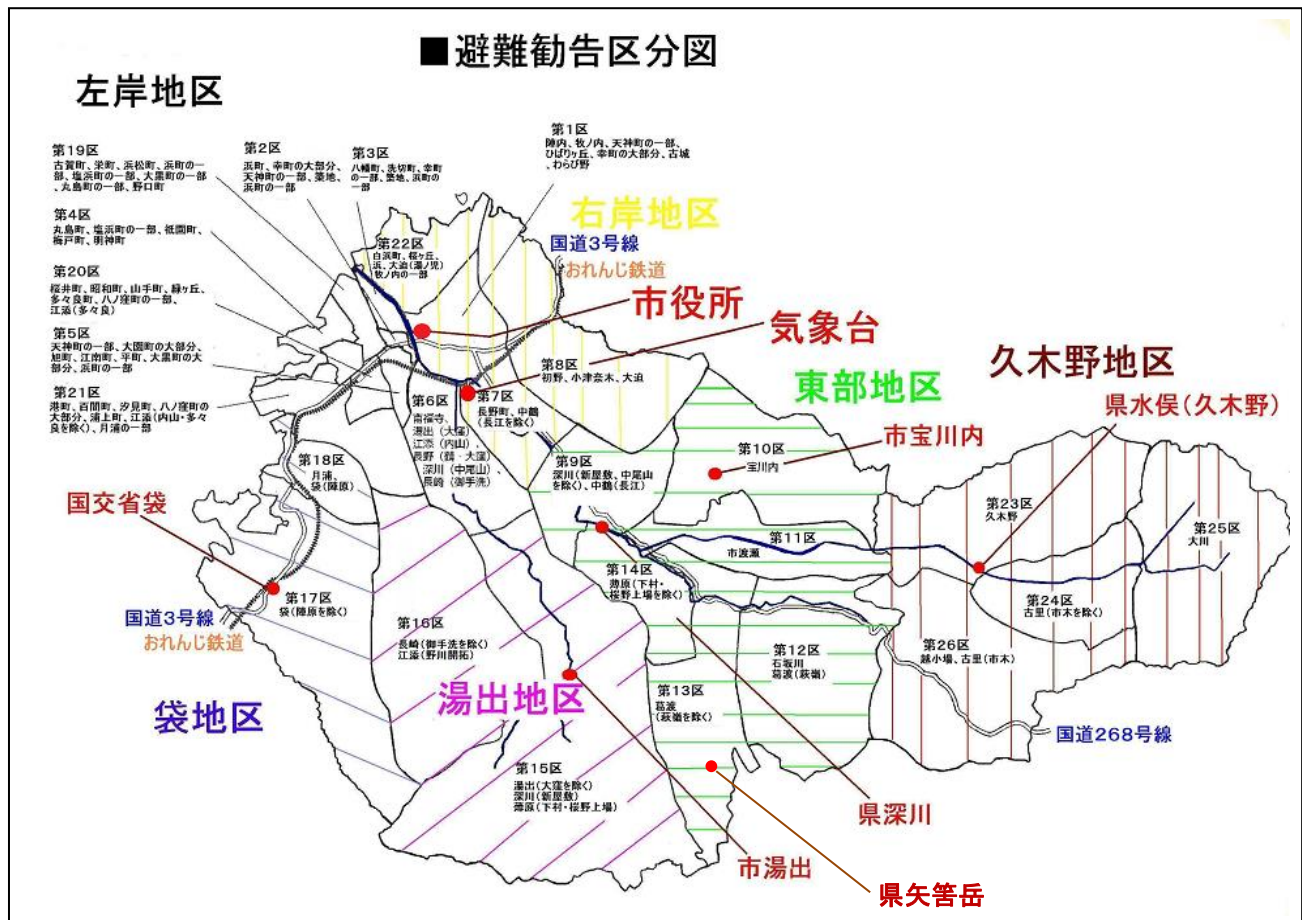
(9) 避難勧告等の発表エリアについて

避難勧告等を発表する際は、雨量等を参考に、避難勧告等の発表エリアを決定する。

避難勧告等の目安となる雨量計・エリアについては次のとおり。

雨量計	設置場所	避難勧告等の対象となる自治会
気象台アメダス	南福寺（親水公園内）	2・3・4・5・6・19・20・21区 （左岸地区）
熊本県深川	深川（桜野橋）	9・10・11・12・13・14区 （東部地区）
熊本県水俣	久木野（有木）	23・24・25・26区（久木野地区）
熊本県大関山	芦北古石（大川と隣接）	23・25区
熊本県矢筈岳	湯出（頭石）	15区
市役所	陣内（市役所）	1・7・8・22区（右岸地区）
市宝川内	宝川内（たから館）	9・10・11区
市湯出	湯出（湯の鶴温泉保健センター）	15・16区（湯出地区）
国交省袋	袋（国道3号線沿い）	17・18区（袋地区）

※ 市役所仮庁舎には雨量計なし。



3 避難勧告等の伝達方法等

(1) 住民及び避難支援等関係者への周知、関係機関への通報

- ① 警察署、消防本部、消防団、自治会長、自主防災組織等に連絡し、住民への周知について協力を求める。また、民生委員、避難行動要支援者施設等へは避難行動要支援者支援班から伝達を行う。
- ② 市防災行政無線による伝達（サイレン等による放送）
- ③ 広報車（市広報車及び消防車両）による巡回
- ④ 電話、直接訪問等による伝達
- ⑤ 熊本県防災情報メールによる伝達
- ⑥ エリアメール（NTTdocomo）
緊急速報メール（au, SoftBank）
防災速報アプリ（Yahoo!）による伝達
- ⑦ 報道機関を通じての伝達周知
- ⑧ 市ホームページによる伝達
- ⑨ 市ホームページ携帯モバイルサイトによる伝達
- ⑩ Lアラート

《伝達例文》

「東部地区に、警戒レベル4 避難勧告を発表します。東部地区では、豪雨により土砂災害発生の危険性が非常に高くなっています。

9・10・11・12・13・14区の方は、最寄りの避難所等へ避難してください。

なお、桜野橋は、河川水位が増加しているため、通行できません。毛布・当面の食料等は各自持参してください。」

(2) 伝達内容

伝達する内容は、次のとおりとする。

- ① 避難勧告等の理由
- ② 通行できない道路等の状況等
- ③ その他注意すべき事項

4 避難者の誘導

避難者の誘導は、災害という特殊条件のもとに行われるものであるため、誘導責任者（自主防災組織誘導班の班長等で、地域のことを熟知し、避難誘導の総括を行う者）は、安全かつ迅速に実施しなければならない。なお、避難経路等は、平素から住民相互で確認すべきものであるため、住民及び自主防災組織と協力して、周知に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の避難

高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に関する避難については、水俣市避難行動要支援者避難支援計画及び避難支援計画個別計画に基づき、福祉課、いきいき健康課、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織、地区住民等の協力を得て行い、必要に応じて福祉避難所の設置、避難収容施設及び搬送車両を確保するものとする。

また、社会福祉施設等へ避難行動要支援者の受入れや移動支援など協力を求めるものとし、施設への収容等で費用負担が発生する場合は本人の了解を得て行うものとする。

避難行動要支援者が生活する地域が、道路等の遮断により孤立した場合には、本人及び当該地域住民に対し、状況を説明の上、近くの安全な場所に搬送するよう協力を求めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、名簿情報を提供する。

名簿提供の際は、利用後の個人情報流出等がないよう個人情報の管理について、提供先への説明に努めるものとする。

(3) 秩序維持及び避難順位

避難に際して各誘導者は、現場の状況によりできるだけ混乱を避け、避難行動の秩序を維持できるよう努めなければならない。

急迫した状況で住民を搬送せざるをえない場合は、次の順位により避難を実施する。

- ① 病人及び病弱者
- ② 乳幼児、児童、乳児等を伴った母親
- ③ 高齢者及び女性

(4) 移動方法

① 移動は原則として徒歩によるものとするが、車両が通行でき、安全が確保できると見込まれる場合には、車両の使用ができるものとする。

② 避難経路及び迂回道路については、地区内の道路、その他地理的状況、災害情報等により状況に応じ判断し、迅速かつ混乱のないよう対処するものとする。

③ 避難時における交通規制について、市長の指示により警察に対し応援を要請するものとする。

(5) 避難所の収容人数が限界に近づく場合の対応

避難所の収容人数の限界から避難者を受け入れることができず、他の避難所への再移動を余儀なくされる事態や、避難所担当職員等と避難者間との混乱を防止するため、避難所の状況を逐次把握し、限界に近づく前に防災行政無線等で避難所の状況を周知する。

5 避難所の開設及び収容

避難所の開設、収容等の基準は次のとおりとする。

また、災害救助法の適用を受ける場合は、その基準によるものとする。

なお、避難所への収容においては、避難行動要支援者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、社会福祉施設や病院等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 自主避難の場合

地域で管理する避難所は、地区住民及び自主防災組織の判断により開設し、被害を受けるおそれのある者を収容する。ただし、台風の接近等が予想される場合において、被害が予想される場合には、市の管理する避難所の一部を開設することができる。

※ なお、この措置は、臨時的な措置であって、本来地域で担うべき部分であり、将来的には地域で管理する避難所への収容を図るものとする。

(2) 避難勧告等^等の場合

市が管理する避難所へは、あらかじめ定められた避難所担当職員を避難所に配置し、被害を

受けた者、被害を受けるおそれのある者等を収容するものとする。

(3) 避難所

学校、公民館等の公共施設、旅館、倉庫、寺院等の既存の建物を応急的に整理して、使用するものとする。これらが無い地域や充足できない場合には、状況に応じ、民家等を確保し避難所とするものとする。

(4) 市は、避難所を設置したとき、次の事項を把握し、県に報告しなければならない。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設数及び収容人員
- ③ 開設予定期間

(5) 避難所を開設又は閉所する場合、避難所担当職員及び地域住民は、市に報告しなければならない。

6 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

市は、避難所外避難者（車中泊）の点在を減じるため、避難者自らが避難状況を報告する仕組みづくりや、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。併せて、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなどによる正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

7 外国人に対する対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、外国人にも十分配慮する。

8 防火対象物における避難対策等

学校、病院、工場、事業所等防火対象物の防火管理者は、消防法に基づき災害時の避難対策を講じるものとする。特に、学校等においては、教育委員会と連携を図りながら、情報の伝達収集、避難の指示、避難の誘導及び連絡体制について整備を行う。

9 広域一時滞在

市長は、災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に伴い、市外への広域的な避難、避難所及び建設型仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への収容については市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては熊本県に対し、当該他県との協議を求めるものとする。

この場合、市外に避難した被災者に対しても、必要な情報、支援及びサービスを迅速かつ確実に受けることができる体制を図ることとする。

※ 避難所の開設・運営については、「避難所開設・運営マニュアル」に別途定める。

第10節 急傾斜地等崩壊危険区域の警戒避難体制に関する計画

(危機管理防災課、土木課、消防本部)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条の規定に基づき、急傾斜地等崩壊危険区域として指定された区域、土石流危険渓流、その他これらの区域に準ずる危険箇所（以下、「危険区域」という。）に係る警戒及び避難体制の整備に関する計画である。

1 警戒体制

危険区域内に災害の発生するおそれのある異常な気象等により、必要と認めた場合、警戒体制をとり、必要に応じて災害対策本部を設置する。

- (1) 危険区域箇所に対する警戒及び巡視
- (2) 災害対策基本法第56条に基づく、気象情報、警報等の広報及び伝達
- (3) 必要により、災害情報及び自主避難を促す避難勧告等の伝達
- (4) その他、市長が必要と認める警戒体制をとる。

2 危険区域における情報の収集

- (1) 災害対策本部長（市長）は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、消防班（消防本部）を派遣し、情報の収集を行うもとする。
- (2) 情報収集の内容は、危険区域及びその付近における災害発生のおそれがある異常現象（湧水、亀裂、竹木の傾倒、人家の損壊状況等）、住民及び滞在者の数とする。

3 避難体制

本章第9節「避難計画」及び資料編P41からP65（5「危険箇所等」「(12)土砂災害（特別）警戒区域指定箇所・避難体制（土石流）」、「(13)土砂災害（特別）警戒区域指定箇所・避難体制（急傾斜地）」）による。

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合等の詳細な対応については、「風水害・土石流災害対策マニュアル」及び「土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報対応マニュアル」に別途定める。

第11節 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制に関する計画

(危機管理防災課、土木課、消防本部)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定された区域に係る警戒及び避難体制の整備に関する計画である。

1 警戒体制

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に災害の発生するおそれのある異常な気象等により、必要と認めた場合、警戒体制をとり、必要に応じて災害対策本部を設置する。

- (1) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に対する警戒及び巡視
- (2) 災害対策基本法第56条に基づき、気象情報、警報等の広報及び伝達
- (3) 必要により、災害情報、自主避難を促す避難勧告等の伝達
- (4) その他、市長が必要と認める警戒体制をとる。

2 危険区域における情報の収集

- (1) 災害対策本部長（市長）は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、消防班（消防本部）を派遣し、情報の収集を行うものとする。
- (2) 情報収集の内容は、危険区域及びその付近における災害発生のおそれがある異常現象（湧水、亀裂、竹木の傾倒、人家の損壊状況等）住民及び滞在者の数とする。

3 避難体制

本章第9節「避難計画」及び資料編P41からP65（「5危険箇所等」「(12)土砂災害（特別）警戒区域指定箇所・避難体制（土石流）」、「(13)土砂災害（特別）警戒区域指定箇所・避難体制（急傾斜地）」）による。

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合等の詳細な対応については、「風水害・土石流災害対策マニュアル」及び「土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報対応マニュアル」に別途定める。

第12節 高潮災害対策計画（災害対策本部）

本計画は本市沿岸地域において、平常時あるいは高潮が発生する、あるいは発生のおそれのある時に実施する高潮対策について策定し、これを推進することにより、沿岸地域住民の生命、身体及び財産を高潮による災害から守ることを目的とする。

1 高潮被害に係る防災気象情報の収集（危機管理防災課、土木課）

防災気象情報は、県防災行政無線、県防災情報ネットワークシステム、J－ALERT、NTTのFAX、気象情報システム、NHK等の放送等入手可能なあらゆる方法を通じて収集する。また、過去の高潮災害の聞き取り調査を行うほか、高潮に関する古記録を収集し、標示する等、防災意識の啓発を行う。

2 住民への伝達手段の確立（危機管理防災課、いきいき健康課）

高潮による人的被害を軽減するためには『避難』が極めて重要であることから、避難対象地域の住民に対する危険度の周知や防災行政無線等による伝達手段の充実を図る。災害の危険がある場合には、防災行政無線等を使い、沿岸地域住民、消防団、自主防災組織、自治会長及び自治協力員へ迅速に伝達し、警戒及び早めの避難を促すものとする。避難行動要支援者施設等については、より確実に情報が伝達されるよう連絡体制の整備を図るものとする。

3 防災機関の体制整備

高潮に係る防災気象情報等に応じて、職員が迅速かつ的確に対応できるようにするための動員基準は次のとおりとする。

（1）災害対策本部等の設置基準

事 象	体 制	初動活動内容	職員動員の目安
高潮警報発表	警戒体制	①気象情報の収集伝達 ②避難体制等への準備	1号配備体制 (情報収集体制)
台風の暴風域に入るおそれがある(株式会社ウェザーニューズの「意思決定支援情報」に基づく。)とき。	災害対策本部体制	①気象情報の収集伝達 ②災害対策本部の設置運営 ③住民からの問合せ等対応 ④職員の動員及び通信の確保 ⑤避難所の開設 ⑥避難勧告等の伝達 ⑦警戒パトロールの実施 ⑧広報(住民、報道機関) ⑨防災関係機関との連絡調整	※災害対策本部での判断に基づき、2号配備体制又は3号配備体制に移行する。

(2) 職員動員の伝達

防災関係職員への動員指示は、各課の動員連絡網（加入電話、携帯電話及び携帯メール）、熊本県防災情報メールサービス及び防災行政無線を通じて伝達するものとする。

また、警戒担当職員は、警報が発表された場合には、伝達がない場合でも自主的に参集するものとする。

(3) 防災関係機関との連絡調整

災害対応（避難、水門の開閉、雨水ポンプ場の起動、医療救護等）を円滑に行うために、防災関係機関との連携に努めるものとする。

4 高潮警戒パトロール体制の整備

高潮は、地形の影響を強く受けるため、場所によっては潮位が異常に高くなることもある。警戒パトロール体制については、担当海岸における高潮の特性を把握しておき、住民からの通報受理体制の整備、警戒パトロール箇所やルートを選定、警戒パトロールの配備基準及び連絡通信手段の整備を図るものとする。

高潮警戒、避難対象地区は、おおむね次によるが、必要に応じて地域を拡大する。

対象地域	担当消防団	一時避難場所
湯の児から大迫の沿岸地域	第1分団第8部	高台等
湯の児及び西湯の児	第2分団第21部	明水園、高台等
白浜町、桜ヶ丘の沿岸地域	第2分団第22部	もやい館、武道館、高台等
築地地域	第2分団第3部	武道館及び公民館分館（旧勤労青少年ホーム）
丸島港、梅戸港周辺地域	第3分団第4部	第二小学校、高台等
水俣港埋立地周辺	第4分団第20部	第二小学校、高台等
湯堂港、茂道港周辺	第4分団第17部	総合体育館南部館、高台等

5 避難体制の整備（危機管理防災課、福祉課、いきいき健康課）

高潮警報の伝達を受けた場合は、状況に応じて避難勧告等を行うものとする。また、避難活動が円滑に行えるよう、住民等への伝達手段を整備する。避難勧告等を行う場合の基準（対象地区に応じた避難方針）、避難誘導體制の整備（避難行動要支援者を配慮）、避難場所、避難標識等の整備を推進し、避難について住民等への事前周知を行うものとする。

避難誘導には、防災関係機関のみの避難誘導には限界があるので、自主防災組織等による地域ぐるみの避難体制を整備していく必要がある。避難行動要支援者の避難場所については、関連する課係はあらかじめ避難場所を指定し、搬送車両、通信手段、食糧等の備えを整備しておくものとする。

6 被害が発生した場合の対策（関係各課、施設）

被害が発生した場合に的確な救助活動が行えるよう、必要な資機材の確保、整備、応援体制の整備及び医療救護体制の整備を行うものとする。

(1) 必要な資機材の確保及び整備

高潮による被災直後においては、次のような対策を直ちに行えるよう、資機材の整備を図る

ものとする。

- ① 災害の情報収集及び伝達
- ② 救助、救急及び搜索活動
- ③ 医療救護
- ④ 緊急輸送路の確保
- ⑤ 輸送手段の確保
- ⑥ 避難所の設置運営

(2) 近隣地方公共団体の応援体制の整備

相互応援協定等の整備及び見直しを図るものとする。

(3) 医療救護体制の整備

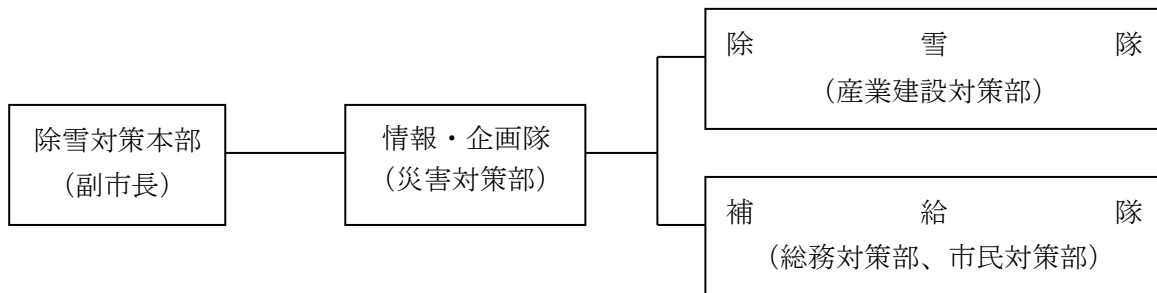
本章第21節「医療及び助産計画」に定める医療救護体制に準じ実施するものとする。

※ 高潮災害に関する詳細な対応については、「風水害・土砂災害対策マニュアル」に別途定める。

第13節 除雪計画（除雪対策本部）

1 除雪対策の組織

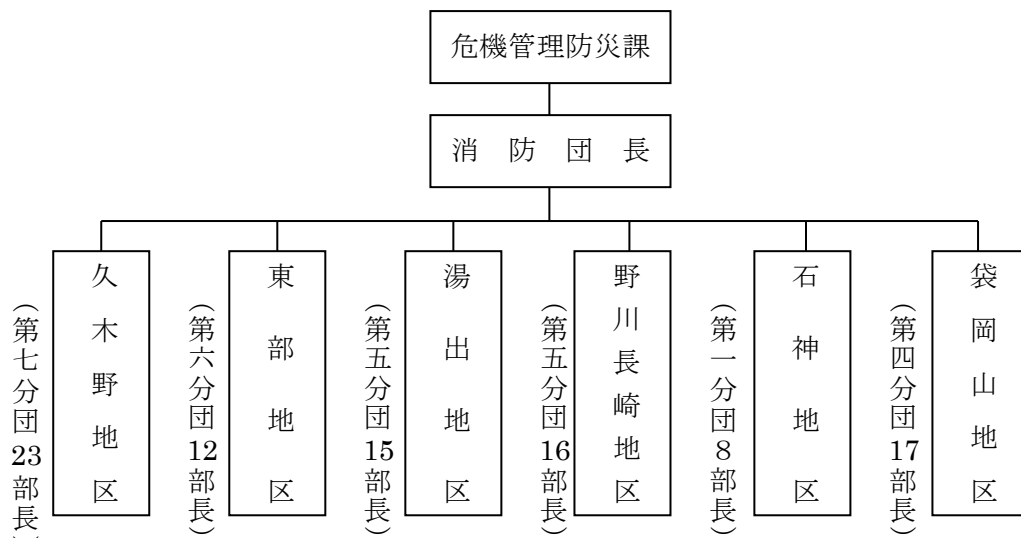
異常降雪により、積雪が1 m以上（高地）に達したときは、災害対策本部の該当する各部において次の要領により除雪対策本部を設置する。



2 配備体制

積雪による災害の発生のおそれがあるときは、市長の指示に基づき、次の配備体制をもって警戒に当たるものとする。（消防団部長を班長にもって充てる）

（1）情報連絡（大雪警報発表後）



（2）配備の内容

- ① 各配備地点における積雪が30 cmを超える場合、当該地区の消防団員は地区班長の指揮に基づいて待機するものとする。
- ② 市長は、地区班長からの要請に従って職員を派遣するため、大雪警報が発令されたときは、次の者を待機及び資機材の準備を行うものとする。
 - ア 除雪対策部に属する職員
 - イ 自動車（四輪駆動車）
 - ウ 除雪器具等

第14節 災害救助法の適用計画（災害対策本部）

災害が発生した場合において、災害の規模によって災害救助法が適用されるが、適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用

（1）災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めにより、本市では次のいずれかの場合に適用される。

- ② 50世帯以上の住家が滅失したとき。
- ② 熊本県内で住家が1,500世帯以上滅失した場合で、本市において25世帯以上が滅失したとき。
- ③ 熊本県内で住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、本市で救助を必要とするとき。
- ④ 道路等の寸断で隔絶された地域で災害が発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- ⑤ 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

（2）被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

（3）災害救助法の適用手続き

災害に際し、（1）災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、芦北地域振興局長を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 実施体制

災害救助法に基づく各種救助に関しては市長が実施することとなる。

3 熊本県が委任する救助の種類、対象、方法及び期間

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置	(1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者。	(1) 避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。これらがなく又はこれらで充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の建物が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火及び鉄筋構造の建物を優先し、できる限りバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ及びスロープの設置に努める。 (2) 高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する場合には、福祉避難所を設置する。 (3) 避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し避難誘導を行う。 (4) 避難所を設置したときは、直ちに熊本県知事に次の事項を報告しなければならない。 ① 避難所開設の日時及び場所 ② 箇所数及び収容人員 ③ 開設予定期間	原則として最大限 7 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間の延長有り）
建設型仮設住宅	(1) 住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 (2) 入居の単位は、被災者 1 世帯 1 戸とする。	(1) 設置場所は、県又は市町村の公有地を選定する。ただし、これにより難しい場合は、被災者又はその他の私有地を選定する。 (2) 建設型仮設住宅の規模は、1 戸当たり 29.7 ㎡(9 坪)を基準とし、構造は、1 戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。 (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接す	災害発生の日から 20 日以内着工 供与期間 当該工事が完了した日から 2 箇年以内とする。

		る敷地内に概ね 50 戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (4) 高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。 (5) 建設型仮設住宅に収容すべき入居者の選考に当たっては、十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査の上で決定する。	
住宅の 応急修理	(1) 災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者	(1) 居室、炊事場、便所その他日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とする。	工事完了期間 災害発生の日から 1 箇月以内
炊出し、 その他 食品の 供給	(1) 避難所に収容された者。 (2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊、床上浸水等により、現に炊事ができない者 (3) その他給与が必要であると認められた者	(1) 主食、缶パン、ビスケット等を配布する。ただし、幼児はミルク等を配布する。 (2) 副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から 7 日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
飲料水の 供給	(1) 災害のため、現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	(1) 水の購入、給水器、浄水器等による飲料水の供給、飲料水中に直接投入する薬品(次亜塩素酸ナトリウム等)の交付等により行う。	原則として災害発生の日から 7 日間とする。(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)

被服、寝具、その他及び生活必需品の給与又は貸与	(1) 災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水)を受けた者 (2) 被服、寝具及びその他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 (3) 被服、寝具及びその他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者	被災者の実情に応じ (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	災害発生の日から10日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
医療	(1) 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療を受けられない者(応急的処置)	(1) 原則として医療対策班によって行う。	災害発生の日から14日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
助産	(1) 災害のため助産医療を受けられない者(死産及び流産を含む。)	(1) 医療対策班によって行われることが望ましいが助産師によることもできる。	分べんした日から7日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
救出	(1) 災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者 (2) 災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者	(1) 生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。	災害発生の日から3日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)

死体の 搜索	(1) 行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者 ア 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 イ 災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ウ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であった場合 エ 災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合	(1) 警察及び消防機関がその他機関等の協力を得て行う。	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
埋葬	(1) 災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施	(1) 埋葬は応急仮葬として行う。 (2) 救助の実施機関が現物給付（金銭的補助ではなく実施機関が実施する。）することを原則とする。	原則として災害発生の日から10日以内
死体の 処理	(1) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存又は検案を行うことができない場合 (2) 通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提	(1) 救助の実施機関が現場給付（金銭的補助ではなく実施機関が実施する）原則として行う。 (2) 刑事訴訟法第229条及び死体取扱規則その他の法令規定に基づいて実施する。	災害発生の日から10日以内

学用品 の給与	(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童及び生徒	学用品の品目 (1)教科書及び教材 (2)文房具 (3)通学用品	原則として教科書及び教材については災害発生の日から1箇月以内 文房具・通学用品については15日以内
障害物の除去	(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。	(1)臨時職員等を動員して除去を実施する。	原則として災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送及び臨時職員	上記の救助種目の実施責任者 (1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分	(1)輸送業者との契約によるもの (2)輸送業者以外との契約によるもの (3)官公署及び公共的団体によるもの	救助種目毎の実施期間

第15節 救助、救出及び行方不明者捜索計画

(危機管理防災課、福祉課、消防本部、消防団、警察署)

1 実施責任者（災害対策本部長）

(1) 市長は、消防本部、消防団、水俣警察署、自衛隊及び地域住民と協力し、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで、り災者の救助、救出及び行方不明者の捜索を実施するものとし、災害の現場にある者は、り災者の救出について市長等に協力するものとする。

(2) 災害救助法に基づく救出要領

災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき実施するが、現場の状況に応じて対応を行うものとする。

2 救助、救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別又は住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じ実施するものとする。

(1) 災害によって生命及び身体が危険な状態にあるもので、おおむね次の場合とする。

- ① 火災の際に、火中に取り残された場合
- ② 大地震、がけ（山）崩れ等のため、倒壊家屋の下敷きとなった場合
- ③ 山腹崩壊、土石流等により、生き埋めとなった場合
- ④ 水害の際に流出家屋とともに流される、孤立した地域等に取り残されたという場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者又は生存しているかどうか明らかでない者

(3) 救出作業班の組織編成

① 救出作業は、消防本部及び消防団ごとに編成組織した救出作業班が当たる。

班長は各部長をもって充てるものとし、部長不在の時は、当該分団長をもって充てる。

② 災害救助法に基づく救出を実施するときは、各作業班は次の指揮命令系統下に編入されるものとする。



③ 現場にある住民は、救出作業に協力するものとし、班長の指示に従わなければならない。

④ 班長は、随時、消防本部と連絡し、消防本部が必要と認めたときは、応援体制を強化するものとする。

(4) 自主防災組織による救出

自主防災組織は、地域における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。

なお、救出対象者を発見した場合には、市、消防本部、水俣警察署等に連絡し、早期救出に努めるとともに、二次被害を考慮し、救出者自身の安全も十分確保した上で救出作業に当たるものとする。

(5) 応援要請

市長は、救出の応援を受ける必要があるときは、芦北地域振興局及び自衛隊に対し応援を要請するものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に調整会議を開催するものとする。

(6) 県防災消防ヘリコプターの出動要請

市長は、交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合又は陸上から接近できない災者の救出及び水難事故、山岳遭難における捜索若しくは救助に県防災消防ヘリコプターの緊急運行が有効と認めるときは出動を要請する。

① 出動要請

防災消防航空センター所長	電 話	0 9 6 - 2 8 9 - 2 2 1 2
	F A X	0 9 6 - 2 8 9 - 2 2 7 7

② 通常

防災消防航空センター	防災電話	0 4 3 - 5 2 4 - 7 8
	F A X	8 3 - 5 2 4 - 7 9
	代表電話	0 9 6 - 2 8 9 - 2 2 5 5

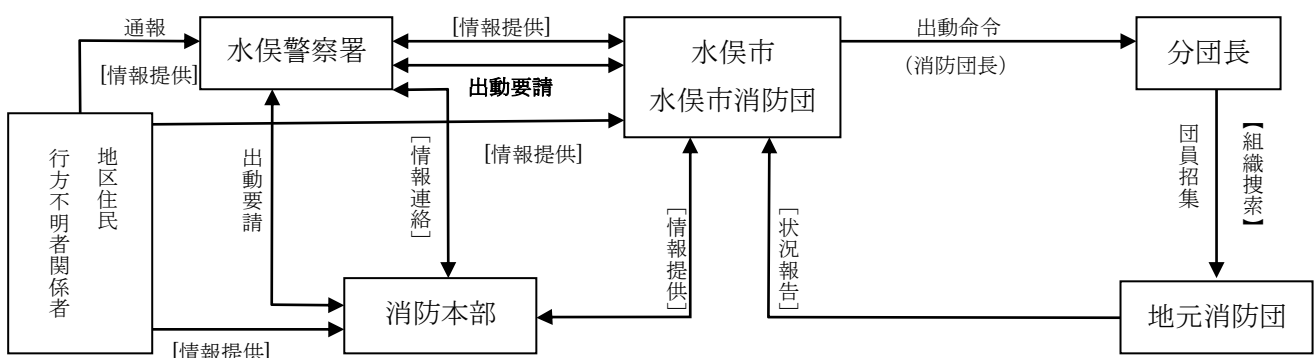
3 行方不明対象者

災害等により、行方不明の状態にあり、かつ、諸般の事情から生存していると推定される者又は生存しているかどうか明らかでない者を対象とする。

(1) 行方不明者等の捜索

大規模地震等による行方不明者の捜索については、本章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」に基づき情報収集に努めるとともに、親族（家族）からの届出等を十分に把握し、警察機関、消防機関及び地域住民の協力を得て、迅速に行うものとする。

(2) 行方不明者等の捜索のための連絡図は下記のとおりとする。



(3) 遺体の検死及び引渡

遺体の検死及び引渡については、本章第23節「行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画」による。

第16節 食糧調達・供給計画（市民課、給食センター、福祉課）

り災害及び災害応急作業従事者に対して配給、給食を行うための食糧確保及びその他食品の給与については、次の要領に基づいて実施するものとする。

1 実施機関

- （1）り災害、災害応急作業従事者等に対する食糧の供給は、市長が実施する。
- （2）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき市長が実施する。

2 給与の対象

- （1）避難所に収容中の者（避難勧告及び避難指示を行った地域の避難所に限る）
- （2）災害により、日常の食事に支障を生じると認めた者
- （3）災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事中の者

3 給与の内容

給与は、対象者が直ちに食することができる現物によるものとする。基本的には米穀や味噌、醤油等原材料を調達して炊き出すこととするが、状況によっては乾パン、食パン又は弁当等を、母乳を受けられない乳児には、乳児用ミルク等を給してもよい。

4 給与の準備及び期間

給与の準備及び期間は、熊本県災害救助法施行細則「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」のうち、「炊き出しその他による食品の給与」の規定を準用するものとする。

5 食糧の調達

米穀及び乾パン類は、市内の米穀販売店又は熊本食糧事務所管轄の米穀卸売業者から購入することとし、状況によっては、熊本県知事に要請のうえ、政府倉庫から直接受け取るものとする。

味噌、醤油、食パン、漬物、乾物類、製麺類及びその他は小売業者から購入する。

6 炊き出しの方法

炊き出しは、婦人会、自治会、自主防災組織若しくは自衛隊の応援を求め、避難所又は配給先近くの適当な場所で行うものとする。

7 輸送の方法

応急食品の輸送が迅速・的確に行われるよう次の方法により、車両の確保を図るものとする。

- （1）本章第26節「輸送計画」の定めるところにより確保する。
- （2）供給業者において自ら行うものとする。
- （3）輸送業者との契約により行うものとする。（一覧は資料編P96「17運送業者一覧」記載のとおり）

8 応援要請

市長は、市において食糧供給の実施が困難な場合は、近隣市町、県、国、災害時応援協定締結団体及びその他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第17節 衣料生活必需品等物資の供給計画（福祉課、市民課）

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失し、若しくは損傷し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、物資を給与又は貸与するための計画を定める。

1 実施機関

- （1）り災者に対する被服、寝具及びその他生活必需品（救助物資）の給与又は貸与は、市が実施する。
- （2）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき、市が実施する。

2 給与又は貸与を受ける者

- （1）災害により、住家に被害（全壊、半壊及び床上浸水以上）を受けた者であること。
- （2）災害により、被服、寝具及びその他生活上に必要最小限度の家財を失った者であること。
- （3）災害により、被服、寝具及びその他生活必需物資がないために日常生活を営むことが困難な者であること。

3 給与又は貸与の方法

- （1）物資の購入及び配分計画の策定
 - ① り災者に対する救助物資は、市の備蓄物資、県の備蓄物資及び県が必要に応じて購入する調達物資並びに義援物資から、り災者に配給する。
 - ② 災害対策本部設置後の市民対策部は、市の災害対策報告書により、り災者の世帯構成人員災害状況に基づいた「救助物資配分計画」を作成するものとする。
 - ③ 救援物資の配分については、公正を旨とし、災害救助法の運用方針に定めるところによる。
 - ④ 県から受領した救助物資は、厳重に保管し、配分計画表に基づいて発行する救助物資配給証明書により、当該地区各自治会長及び自治協力員の協力を得て、り災者に配給する。
 - ⑤ 市民対策部及び各避難所で配給を行う際は、それぞれの帳簿により、救助物資配給の記録を明確にしておくものとする。
 - ア 受払簿
 - イ 配給簿

4 救援物資の調達

- （1）備蓄物資

県地域防災計画により、県健康福祉部において所管している。
- （2）調達物資

災害の状況その他、緊急を要するときは、市長は次により調達するものとする。

 - ① 調達物資名

り災者に必要な最小限の被服、寝具及び生活必需品とし、その品目はおおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

ア 寝具類(毛布等)

イ 衣料(作業着、下着、靴下等)

ウ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

エ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶等)

オ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)

カ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ等)

キ 燃料(LPガス、カセットガス、灯油等)

ク その他(ビニールシート等)

② 調達方法

災害の状況に応じて別に指定する業者や災害時応援協定締結事業者から救援物資配給計画に基づいて、市長が発行する緊急救助物資配給証明書を提示して一括購入する。

5 救助物資の集積所

- (1) 旧水俣市役所庁舎秋葉会館
- (2) 給食センター
- (3) 愛林館
- (4) その他市長が必要と認める場所

6 救助物資の輸送

救助物資の輸送については、本章第26節「輸送計画」によるものとする。

7 義援金の保管

- (1) 災害のため個人、法人その他の団体から市長に送付されたり災者に対する義援金及び義援物資は、福祉課(市民対策部)で受け付け、保管する。義援金については、市歳入歳出外現金とし、会計課で厳重に保管するものとする。
- (2) 義援金品の配分については、災害状況に応じて(仮)義援金配分委員会を組織し、当該委員会において決定配分する。

8 応援要請

市長は、市において衣料生活必需品等物資供給の実施が困難な場合は、近隣市町、県、国、災害時応援協定締結団体及びその他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第18節 給水計画（上下水道局、環境課）

本計画は、災害により給水施設等の被災により、水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適した水を得ることができない場合に、飲料水を応急的に確保し、被災地域（市民）の日常生活の安定を図ることを目的とする。

1 実施機関

- （１）り災者に対する応急給水の実施は、市長の指示に基づいて上下水道局及び環境課が行う。
- （２）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき市長が実施する。

2 補給水利の種別、所在及び水量

- （１）災害時の飲料水供給は、上水道を使用する。
- （２）補給水利の所在、水量は次のとおりである。

水源地	所在地	取水可能量
第一水源	古城2丁目5-77	6,150 m ³
第二水源	中央公園12	6,000 m ³
第三水源	大園町3丁目8-18	6,000 m ³
第四水源	大園町3丁目8-18	1,500 m ³
湯の児水源	浜字下外平4077-2地先	500 m ³
湯堂水源	袋字湯堂797-21	1,000 m ³
神の川水源	袋字大原3821-2	90 m ³
石坂川水源	石坂川字前平303-6	156 m ³
ひご山水源	市渡瀬字村上297-4	115 m ³
鶴水源	久木野字野田1236	146 m ³
有木水源	古里字立山92-1、92-3	66 m ³
合計取水可能量		21,723 m ³

3 給水方法及び給水量

- （１）飲料水不足のり災地域に対しては、緊急給水計画を作成し、トラック仮設水槽等により給水を行う。
- （２）給水車から給水する水は、水道法施行規則（厚生省令第45号）の定める消毒及びその他衛生上必要な措置を講じなければならない。
- （３）り災者に対する基準給水量は一人一日20Lとする。
- （４）運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院等への医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

4 応急給水用薬品の準備

(1) 給水用、水の消毒等のため、次の薬品を確保しておくものとする。

品 名	成 分	容 量	取扱責任者
次亜塩素酸ナトリウム	N a C l O	3,600 k g	水道技術管理者

5 隣接市町村相互の給水協定

本市は、災害並びにその他の非常の場合に備えて、熊本県内市町村、出水市及び伊佐市と相互給水協定を結んでいる。

6 給水施設の保全及び応急復旧

(1) 水源地、配水池、ポンプ場施設及び水道管の応急復旧対策

(2) 水道管の復旧資機材の調達及び整備

7 応急措置

(1) 時間給水計画

(2) 被害箇所の調査連絡

8 給水に関する広報

市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページ等による適時、的確な情報提供を行うものとする。

第19節 住宅応急対策計画（都市計画課、福祉課）

1 建設型仮設住宅設置計画

市は、災害により住家が全焼又は流出したときは、被害者ができるだけ自力で住宅を確保できるように、適切な指導を行うとともに、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県地域防災計画に定めるところによるほか、次の要領で応急の仮設住宅を設置する。

（1）資材の調達

- ① 災害救助法適用による建設型仮設住宅資材払下げ申請を提出する。
- ② 建設業者に一括請負させることができる。

（2）建設業者

労務及び資材の提供に関する建設業者との契約は、災害時の情勢に応じ、その都度締結する。

（3）建物の構造及び規模

- ① 災害救助法適用に際し、設置する建設型仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪相当）を基準とし、構造は1戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれかとする。
- ② 高齢者、障がい者等であって、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

（4）建設予定場所

建設型仮設住宅の建設予定場所は、資料編P99（22応急仮設住宅建設候補地）記載のとおりとする。

ただし、仮設住宅の建設予定地の選定に当たっては、被災状況や地域の要望等を踏まえた上で、その都度決定するものとする。

（5）設置予定数

建設型仮設住宅の設置予定数は、全焼、全壊及び流出総戸数のうち、自己の資力では住宅を得ることができない者（り災者1世帯1戸）を対象に、災害救助法（全壊戸数の3割以内）の定めるところによる。

（6）建設期間

災害発生日から遅くとも20日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。

（7）入居の基準

住家が全焼、全壊、流出又は自己の資力では住宅を得ることのできない者を対象に、災害救助法の定めるところによる。

（8）供与期間

当該建設工事が完了した日から2年以内とする。

（9）建設型仮設住宅の管理運営

市は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去到至るまでの管理運営を行うものとする。その際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し

て、建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画などの多様な視点にも配慮するものとする。

2 住宅応急修理計画

災害のため住家が損傷し、日常生活に欠くことができない部分の応急修理を自己の資力でなしえない者を対象に、その部分の応急修理を実施する。なお、修理実施要領は災害救助法に基づき、その都度決定する。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法に基づく特定入居又は地方自治法に基づく目的外使用許可）について最大限配慮する。

4 災害援護資金の貸付

県内において災害救助法が適用された場合、住宅の再建資金については、災害援護貸付金を最大限活用する。

5 野外収容施設の設置

（1）災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な施設が無いとき、又は収容施設があっても全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテント、その他の野外施設を設置するものとする。

（2）実施責任者

野外収容施設の設置は、市長が実施する。

6 借上型仮設住宅の提供

JNC株式会社と締結している「災害時における物資等の供給に関する協定」に基づき、社宅空室の提供を行う。

また、県及び市は、大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる建設型仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から市や「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

7 建設業者等

（1）建設業者一覧表は、資料編P93（14建設業者一覧）記載のとおりとする。

（2）水俣市水道事業指定給水装置工事事業者一覧表は、資料編P93（15水道事業指定給水装置工事事業者一覧）のとおりとする。

第20節 被災建築物及び宅地の危険度判定計画（産業建設部）

大規模な地震等により被災した建築物及び宅地について、余震による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害等を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制及び被災宅地の危険度判定体制の整備をするものとする。

1 人材の確保

- (1) 県が実施する講習会等へ参加を行い、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に必要な人材の確保を図るものとする。
- (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

現在、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士として登録を行っているのは以下のとおり。

被災建築物応急危険度判定士		被災宅地危険度判定士	
民間	18名	民間	5名
市職員	6名	市職員	6名

2 応急危険度判定

- (1) 市長は、被災した建築物及び宅地について被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を行うものとする。

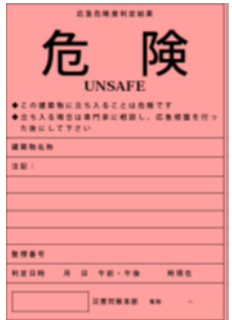
判定に当たって、人員が不足する場合は、県、建築士会等建築関係団体に協力を求めるものとする。

3 被災建築物危険度判定士の業務

判定士は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、主として目視等によって被災建築物を調査する。

建築物の被災程度に応じて、「危険」、「要注意」及び「調査済」の3区分に判定し、建築物所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

なお、表示方法等は以下のとおり。

区 分	調査済	要注意	危 険
表示方法	緑紙を張る	黄紙を張る	赤紙を張る
表 示 物			

4 被災宅地危険度判定士の業務

判定士は「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、危険度判定を行う。

宅地の被災程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定し、判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	調査済宅地	要注意宅地	危険宅地
表示方法	青のステッカーを表示する	黄のステッカーを表示する	赤のステッカーを表示する
表示ステッカー	被災宅地危険度判定結果 調査済宅地 INSPECTED ◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます 注記: 照会番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 電 話 () 被災対策本部	被災宅地危険度判定結果 要注意宅地 LIMITED ENTRY ◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補修する場合は専門家に相談下さい 注記: 照会番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 電 話 () 被災対策本部	被災宅地危険度判定結果 危険宅地 UNSAFE ◆ この宅地に立ち入ることは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい 注記: 照会番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 電 話 () 被災対策本部

第21節 医療及び助産計画（総合医療センター）

この計画は、災害時におけるり災地住民に応急的に医療を実施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図るものとする。

1 実施機関

（１）り災者に対する医療及び助産の実施は、市長（災害対策本部長）が総合医療センター管理者に要請し、総合医療センター災害対策本部において行うものとする。

（２）総合医療センター災害対策本部の設置に伴い、総合医療センターは市内の他医療機関等と連携を図り、り災者に対する医療及び助産を実施するものとする。

災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき実施するものとする。

2 総合医療センター災害対策本部

総合医療センター災害対策本部は、市災害対策本部の一環として、医療及び助産活動に当たるものとする。

本部長は、院長とし、市長より要請があり、医療及び助産活動を行う必要を認めたとき、本部長が総合医療センター災害対策本部を設置し、職員を出動させ、必要な準備を行わなければならない。

総合医療センター災害対策本部に関する事務は、総合医療センター事務局が行うものとする。

その他、総合医療センター災害対策本部に関することは、「水俣市総合医療センター災害対応マニュアル」に別途定める。

3 医療及び助産の対象者並びにその措置

（１）対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療を受けられなくなった者及び分娩者で災害により助産医療を受けられなくなった者とする。

災害時における医療及び助産の実施は、総合医療センターを基幹として、次により実施する。

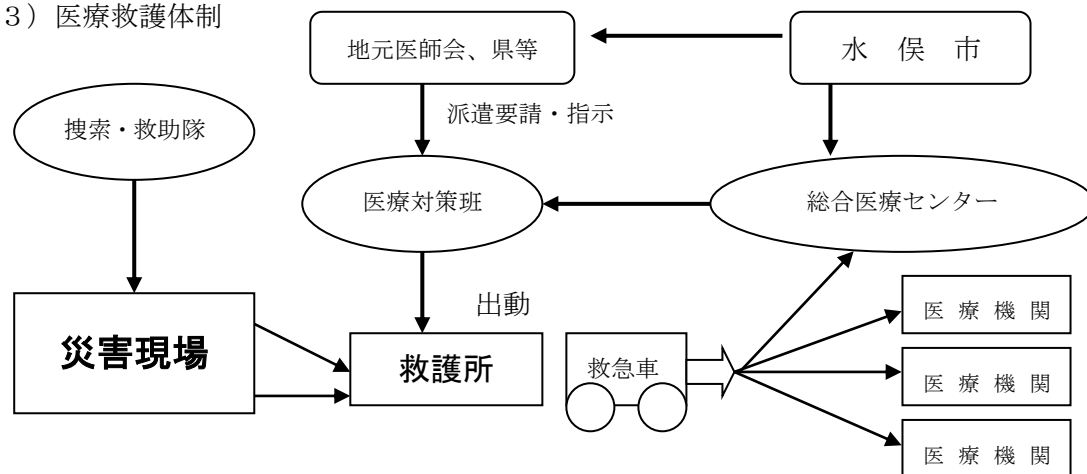
（２）医療対策班の編成

医療対策班は、総合医療センターの医師、看護師等で編成し、同病院を基幹として災害の実態に応じ、他の医療機関にも協力を求め、医療及び助産を実施する。

医療対策班は、原則として市が設置する救護所において、次の医療救護活動を実施する。

- ① トリアージ（負傷者を重症度、緊急度等で分類し、治療及び搬送の優先順位を付ける）
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- ④ 助産援護

(3) 医療救護体制



(4) 実施病院名

- ① 国保水俣市立総合医療センター
- ② その他医療機関名

資料編P95（16医療機関一覧）記載のとおり。

(5) 医薬品等の確保

医療並びに助産に必要な医薬品及び衛生器材は、総合医療センター及び市内病医院並びに市内薬局から調達するものとするが、災害の状況により市内で確保できない場合は、市長は県及び近隣市町に協力を要請し調達する。

(6) 医療の応援要請

市長は、大規模災害、集団事故等が発生した場合、市内の医療機関では対策が困難と認める場合は、県、水俣市芦北郡医師会、近隣の医療施設等に対して協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定に基づき、近隣市町村に応援等を要請するものとする。

また、必要に応じ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を県又は総合医療センターに要請するものとする。

(7) 患者の移送

市長は、緊急に移送を必要とする患者が発生した場合は警察、消防機関等の協力を得て、移送を行うものとする。

陸路による移送が困難な場合は、本章第2.6節「輸送計画」に定める海上輸送、空中輸送等の適当な移送方法によって移送するものとする。

(8) 医療及び救護の実施記録

災害救助法による救助の実施について（昭和40.5.11社施第99号厚生省社会局長から各都道府県知事あて）第10救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項7～9に定めるところに準じ、次の記録を整備しなければならない。

- ア 救護班活動状況（様式12）
- イ 病院診療所医療実施状況（様式13）
- ウ 助産台帳（様式14）

(様式12)

救 護 班 活 動 状 況

救護班名： _____ 救護班 班長：医師 氏名 _____

月 日	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修 繕 費	備考

(注意)「備考」欄に班の編成及び活動期間を記入すること。

(様式13)

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名 _____

診療 機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬 点数		金額	備考
					入院 日数	通院 日数	入院	通院		

(様式14)

助 産 台 帳

市町村名 _____

分べん者 住所・氏名	分べん 日 時	助産機関名	分べん 期 間	金額	備考

第2.2節 保健衛生計画（環境課、いきいき健康課、福祉課）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態が保たれるように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため、被災者へ注意喚起を行うものとする。

1 防疫計画

災害で被害を受けた地域、又は当該住民に対し「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施し、感染症の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

（1）実施責任者

- ① 市長は、知事の指示に従い又は必要と認めるときは、防疫上必要な措置をとるものとする。
- ② 環境対策班は、市長（災害対策本部長）の指示に従い、防疫を実施するものとする。

（2）防疫班の編成

り災地等の消毒等を実施するため、次のとおり防疫班を編成する。

班 名	班 数	防疫可能戸数	備 考
防疫班	3 班	10 戸／班	職員及び委託業者で編成

（3）防疫実施の方法

① 被災地等の消毒

防疫班は、班長の指示に従い、被害情報報告等に基づき防疫実施計画を作成し、被災地のり災家屋、下水、井戸等並びに伝染病発生地域の患者家屋及び周辺地域について、消毒を実施するものとする。

実施に当たっては、感染症予防法施行規則第14条から第16条及び結核感染症課長通知に定めるところによるものとする。

② り災地等のねずみ族、昆虫等の駆除

防疫班は、班長の指示に従い、り災地のねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

実施に当たっては、感染症予防法第28条第2項の規程により、知事が定める地域内で知事の命令に基づき実施するものとする。

③ 感染症患者の収容連絡

感染症患者を収容する必要があるときは、速やかに水俣保健所に連絡し、実施に当た

せるものとする。

④ 避難所の防疫指導

避難所が設置された場合、市長が指名した施設管理者を通じて、必要に応じ消毒剤の配置等の防疫に当たらせるものとする。

(4) 防疫用資材の備蓄

防疫活動のための防疫用機材及び防疫用薬剤は、資料編P73（6 消防力の現況等（4）防疫機材及び防疫用薬品）記載のとおり、環境課薬品倉庫に備蓄する。

(5) 車両の配備

輸送に必要な車両は、次の車両を持ってこれに充てる。

- ① 環境課環境衛生係 軽ダンプ1台
- ② 水俣保健所 普通自動車2台（内患者輸送車1台）
- ③ 委託業者 軽ダンプ1台（シルバー人材センター等）

2 食品衛生の確保

(1) 食中毒の未然防止

市は、避難者等への食糧供給を行う場合、食中毒が発生しないよう食糧の輸送等において、衛生確保を十分に行うものとする。

(2) 食中毒発生時の対応

市は、食中毒患者が発生した場合、県へ報告を行うものとする。県は、必要な検査を行うとともに、食中毒の原因食品、原因施設設備等の調査を行い、被害拡大と再発防止に努めるものとする。

3 健康管理

(1) 保健及び栄養指導

市は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

- ① 市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。
- ② 市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

- ① 市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、水俣市歯科医師会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。
- ② 市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(4) 感染症等予防活動

市は、避難所等での集団生活では感染症が起こりやすいため、健康調査、感染予防の指導、衛生材料（マスク、消毒液等）を配置する等感染症の予防のための対応を行う。

(5) こころのケア対策

市は、避難所において、市民の心的反応への対応ができるような対策をとり、必要に応じ、保健所や県精神保健福祉センター等への応援を要請し、連携した対応を行う。

4 生活衛生の確保

市は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、公衆浴場業者等と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第23節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画（災害対策本部）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索又は死亡者の遺体処理については、この計画によって市長が実施するものとする。

1 実施機関

- （1）行方不明者等の搜索及び埋葬等は、市長の指示に従い、警察機関、消防機関及び地元住民の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで、災害対策本部において行う。
- （2）災害救助法適用が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき市長が実施する。

2 作業班の組織及び編成

（1）単位組織

班 別	班 長	班 員	消防団	応援警察官
遺体搜索及び収容班	1 人	5 人	15 人	1 人
遺体処理班	1 人	2 人		

- （2）単位組織をもって1班を編成し、現場に応じて地元住民等の応援を要請できるものとする。

3 遺体の収容処理方法

（1）遺体収容

ア 遺体が発見された場合は、直ちに所轄警察署又は交番に連絡し、現場において警察の検死を行い、判明した身元については直ちに遺族へ引き渡し、不明者については一時予定の場所に収容する。

イ 遺体の収容場所については、状況に応じ、市長が指定した場所に設置する。

遺体が少数の場合は、付近の市関係施設又は公民館を安置所とし、多数の場合は、総合体育館等の施設を利用する。

（2）遺体の処理

ア 収容した遺体は、所定の時間安置し、引取人の申し出がなく、又は身元が判明しないときは仮埋葬に付する。

イ 遺体ごとにその所持品、衣類等を保存しておくものとする。

（3）市内で発見された引取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、市長に引き渡される。

なお、引き渡される場合の戸籍法第92条第1項の規定による警察署からの報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行われる。

4 遺体の火葬

(1) 市長は次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- ① 火葬場の被災状況の把握
- ② 死亡者数の把握
- ③ 火葬相談窓口の設置
- ④ 遺体安置所の確保
- ⑤ 作業要員の確保
- ⑥ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- ⑦ 棺、遺体保存剤及び骨壺の調達
- ⑧ 火葬場で使用するための火葬用燃料の確保

(2) 火葬場等の状況

水俣芦北広域火葬場ななうら苑 葦北郡津奈木町千代700番地
1日処理能力 8体(成人)

第2.4節 清掃計画（環境課）

災害を受けた地域住民に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることで、公衆衛生の向上を図るものとする。

1 実施機関

- （1）法令に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、市長の指示により災害対策本部が設置する環境対策班において実施するものとする。
- （2）被災の規模により、本市のみで処理不可能な場合は、水俣芦北広域行政事務組合、芦北地域振興局保健福祉環境部（保健所TEL 63-4104）及び他市町村に連絡し応援を求めるほか、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に基づき県環境生活部循環社会推進課を通じて熊本県産業廃棄物協会へ要請し実施するものとする。

2 環境対策班の組織、編成

（1）ごみ処理班

班 名	班 数	1 班の要員	1 台 1 回処理量	処理能力回数
自動車班	3 班以上	3 人	1. 5 t	4 回～6 回

（2）し尿処理班

班名	班数	1 班の要員	1 台 1 回処理量	処理能力回数
バキューム車班	5 班以上	2 人	1. 8 t	4 回～5 回

- （3）被災の規模により応援を必要とするときは、環境課長は状況に応じて措置を行うものとする。

3 清掃方法

- （1）災害時におけるごみ収集は、次の要領に基づいて実施する。

- ① 被災地域のごみ収集は、他に優先して実施するものとする。
- ② 火災ごみが堆積した場合、消防本部から要請を受けたときは、他に優先して行うものとする。
- ③ 災害による特別清掃の実施が必要であると認めた地域のごみ収集は、他に優先して行うものとする。
- ④ 収集されたごみは、環境クリーンセンター及び水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターにおいて処理する。
- ⑤ ④の施設が使用不能の場合は、岡山不燃物埋立地において処理することができる。
- ⑥ ①～④において、収集又は処理が人的及び量的に困難な場合は、災害時の協定に基づき熊本県産業廃棄物協会へ要請を行う。
- ⑦ 環境クリーンセンター及び水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターの位置及び能力は次のとおりである。

位 置	可燃物処理能力
水俣市築地9-40	1 日 43 t / 24 h

(2) 災害時におけるし尿処理は、他に優先して収集する。

① し尿処理の必要を認めた場合は、取扱業者に出動を要請し、汲取作業を実施する。

② 収集したし尿は、通常と同様の処理を行う。

4 仮置場の選定

被災家屋等から排出される災害廃棄物や避難所ごみを一時的に集積及び被災した住民自ら持ち込める場所として仮置場を設置する。(生活ごみの持ち込みは想定していない。)

発災後の被災状況を踏まえ、次のとおり市所有の土地等（グラウンド、公園）を優先的に使用することとし、災害の規模、被災状況等に応じて国、県、民間所有地等を借上げ、随時設置するものとする。

災害廃棄物仮置場候補地

	候補地の名称（施設名）	所在地
① 市有地	浄化センター敷地内（残土チェックピット他）	水俣市築地 1 1 - 5 0
	湯之児病院跡地	水俣市浜 4 0 8 0
	旧碎石場跡地	水俣市浜
	旧水天荘跡地駐車場	水俣市大迫
② 国・県	エコパーク水俣	水俣市汐見町
	水俣高校第2グラウンド	水俣市南福寺 6 - 1
③ 民間所有地	(株) J N C (旧水俣電子跡地)	水俣市浜松町 5 7 - 6
	民間所有の田畑	(別途連絡)

※上表の仮置場候補地については、災害の発生状況等により優先順位を定めて選定するとともに、自衛隊への派遣要請を行った場合の宿营地及びヘリポート等、他の用途への使用について支障が生じないよう関係機関等と連絡調整を行う必要がある。

※深川生涯学習センター、水俣高校第2グラウンドについては、地震・大規模火災時の避難場所に指定されていること及び災害時のヘリコプター発着予定地（熊本県地域防災計画）のため、関係機関等との調整が必要である。

第25節 障害物除去計画（土木課、環境課、消防団）

豪雨、河川等の溢水、がけ崩れ等による崩土石、落石、風倒木、竹木等の災害に関して発生した障害物の除去等の方法を定め、り災者の保護を図るものとする。

1 事前措置

- （1）崩土による土砂、竹木、落石等によって道路を閉塞することが予想される箇所については、あらかじめ集積又は捨土場所を選定しておくものとする。
- （2）障害物除去に必要な車両、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用できるようにしておくものとする。

2 実施機関

- （1）障害物の除去は、市長の指示により土木課、消防団等において実施するものとする。
- （2）市長は、災害の規模に応じ、障害物除去作業を別に定めるところにより関係業者に請け負わせることができる。
- （3）災害救助法適用が適用される場合には、本章第14節「災害救助法適用計画」に基づき市長が実施する。

3 障害物の保管等の場所

- （1）除去された障害物のうち、保管可能のものは、保管場所に一時保管するものとする。
- （2）保管場所は、あらかじめ定めた場所又は生命・財産に影響若しくは危険のない所で、その都度、福祉環境部長が指定し、その旨を公示するものとする。

4 障害物の売却及び処分

- （1）保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。
- （2）前記保管者が、当該工作物の保管に不相当な費用又は手数を要すると認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- （3）売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- （4）その他、法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の定めるところによるものとする。

第26節 輸送計画（経済観光課、市民課）

災害時におけるり災者の救出、災害対応策の実施に必要な人員、物資、資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

実施機関は、災害対策基本法第50条に規定する実施責任者(市長)とする。ただし、その災害の状況に応じ輸送を営業とするもの又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保

所有する車両だけで輸送ができない場合は、必要に応じて借上げを行う等、輸送の円滑化を図るものとする。

(1) 車両等の確保

- ① 公共的団体の車両等
- ② 輸送を業とする者の所有車両等
- ③ その他（自家用車両等）

(2) 鉄道、空中輸送等の確保

- ① 鉄道輸送の要請
必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社新水俣駅等に要請するものとする。
- ② 空中輸送の要請
本章第32節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 船舶の確保

- ① 公共的団体の船舶
- ② 海上輸送を業とする所有船舶等

3 輸送の方法

輸送の方法は、道路輸送、鉄道輸送、海上輸送、空中輸送及びその他陸上輸送とする。

4 り災者の救助における輸送の範囲

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある場合で、り災者を安全な場所に避難させ、人命を保護する場合
- (2) 医療対策班では処理できない重症患者等で緊急医療措置を講じなければならない場合
- (3) その他必要と認められる場合

5 道路輸送

災害時における緊急輸送は道路輸送に重点を置き、各関係機関は迅速かつ的確に行われるよう努めるものとし、必要に応じて、「災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定」に基づき、熊本県トラック協会へ緊急輸送を要請する。

なお、市内輸送業者は、資料編P96（17市内運送業者一覧）記載のとおりである。

6 鉄道輸送

道路輸送が困難を極め、又は不可能な場合で鉄道輸送による輸送が迅速かつ適切と判断される場合に応急輸送の確保を図るものとする。

7 海上輸送

本市内の島には住家は存在しないので、海上輸送は、船舶の海難及び沿岸住民の道路遮断に対して応急措置をとるものとし、主として八代海上保安署に船艇出動を要請するとともに、関係機関の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。海上輸送業者は、資料編（18海上運送業者一覧）記載のとおりである。

8 空中輸送

- （1）ヘリコプター等による空中輸送は、海上及び陸上の各輸送によりがたく、かつ緊急を要するものと市長が認めたとき、「熊本県防災消防ヘリコプター応援協定」及び本章第3.2節「自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

（TEL：096-289-2212、FAX：096-289-2277）

- （2）ヘリポート予定場所は資料編P97（20災害時ヘリポート予定場所）記載のとおりとする。

9 輸送手続

- （1）輸送業者との別途契約によるもの
 （2）市及び市内官公署によるもの
 （3）その他民間人の協力によるもの
 （4）（2）（3）による場合の燃料補給は、危機管理防災課で発行する給油券によって行うものとする。

10 緊急輸送路

大規模災害時に備え、輸送道路の確保の観点から以下のとおり緊急輸送道路として指定している。

- （1）県が指定している第一次緊急輸送道路

県庁舎、地方生活圏中心都市の役場等、重要港湾、空港等の防災拠点を結ぶ道路

- ・ 国道3号
- ・ 国道268号

- （2）市が指定している緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路を補完する防災施設等を結ぶ道路

- ・ 主要地方道路 人吉水俣線
- ・ 主要地方道路 水俣田浦線
- ・ 一般県道 水俣出水線
- ・ 一般県道 湯出大口線
- ・ 一般県道 越小場湯浦線
- ・ 一般県道 深川津奈木線
- ・ 一般県道 水俣港線

第27節 交通施設災害応急対策計画（産業建設対策部）

災害時における被災地域への緊急輸送及び一般交通の円滑を図るため、道路、その他交通施設の応急措置、交通の規制等により、交通の確保を図るものとする。

1 道路、橋等の危険箇所の把握

（1）市の管理する道路の措置

- ① 市長は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、調査対策班を編成し、当該道路の被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。
- ② 調査対策班の組織
産業建設対策部員をもって充てる。
- ③ 調査対策班は、地元消防団、自治会長等と協力し、情報収集を行うとともに、市の管理する道路について危険箇所を発見したときは、速やかに産業建設対策部長に次のことを報告するものとする。
 - ア 路線名
 - イ 箇所(できる限りわかりやすく)
 - ウ 被害拡大の可能性の有無
 - エ 被災の状況

（2）国及び県が管理する道路についての措置

上述（1）のとおり、国道及び県道についても調査を行い、危険箇所を発見したときは、国又は県に報告するものとする。

被害が甚大で市だけでは対応できない場合は、災害時応援協定に基づき、国土交通省九州地方整備局及び県に協力を求めるものとする。

2 応急措置

（1）交通規制

危険が予想される道路、橋等については、警察署に連絡及び交通規制を要請し、交通の確保を図るものとする。

（2）道路、橋等が災害により交通危険の場合は、迂回路の設定等応急措置を行う。

（3）「災害時における応援に関する協定書」に基づく建設業協会の応援

交通施設の応急確保について、「災害時における応援に関する協定書」に基づき、水俣市建設業協会の緊急出動隊に応援を要請し、産業建設対策部の指揮のもと、迂回路等の応急措置を行うものとする。

3 応急措置状況の周知

交通規制や迂回路の設定等の応急措置を行った場合は、防災行政無線、市ホームページ等により、住民へ周知を図るものとする。

第28節 緊急通行車両計画 (災害対策本部、関係各課)

災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続等を整備するものとする。

1 緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、災害状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第一段階 (災害発生初動期)

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 交通規制に必要な人員及び物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ⑥ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員及び物資

(2) 第二段階(応急対策活動期)

- ① 前記（１）の継続
- ② 食糧、水等生命維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

(3) 第三段階(復旧活動期)

- ① 前記（２）の継続
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

2 緊急通行車両の確認

市は、公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行が必要な車両の使用申請手続を行うものとする。

申請窓口等については、以下のとおり

(1) 申請窓口

- ① 熊本県（知事） 知事公室危機管理防災課
- ② 公安委員会 ア 県警察本部 交通部交通規制課
 イ 水俣警察署 地域交通課

(2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両の申請後は、知事及び公安委員会から証明書及び標章の交付を受けるものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出

市は、災害応急対策に当たる車両等に対して、緊急車両としての円滑な手続が実施できるように、事前に緊急通行車両の届出を行っておくものとする。

- ① 災害時において、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両
- ② 次に掲げる方法により、所有又は使用する車両
 - ア 市が所有する車両
 - イ 市が契約等により専用に使用する車両
 - ウ 市が災害時に関係機関・団体等から調達する車両
 - エ 民間事業者等において所有する車両のうち、災害時応援協定などに基づき、災害発生時に専ら使用される車両

3 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両、立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両等で道路を閉塞した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合、立ち往生し運転者で対応できない車両が発生した場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第29節 災害ボランティア計画 （市社会福祉協議会）

災害ボランティアによる被災者への救援活動を、円滑かつ効果的に展開するための計画である。

1 災害ボランティアセンター

（1）設置主体

市及び市社会福祉協議会は、災害状況に応じて災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの設置場所は「もやい館」とするが、災害の状況等に応じて、市、市社会福祉協議会及び関係機関と協議して設置場所を決定する。

なお、広域単位での設置も考慮し、事前に近隣市町村、社会福祉協議会等との協力体制を構築しておく。

（2）役割と機能

- ① 市及び県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換、運営スタッフ等の派遣要請
- ③ 活動用資材及び機材の調達（県ボランティアセンター、市等と連携）
- ④ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ⑤ ボランティアの受入
- ⑥ ボランティア保険の加入手続
- ⑦ ボランティア希望者の配置等
- ⑧ 救援物資の仕分け及び配布
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ ボランティアの健康管理
- ⑪ その他

（3）市の対応

- ① 連携会議の設置
- ② 連絡調整
- ③ 活動場所の提供
- ④ 行政情報、災害情報（道路情報、地域の被害情報及び避難情報）等災害ボランティアセンターとの適切な情報提供
- ⑤ 災害ボランティア活動に関する広報
- ⑥ ボランティアの活動環境整備

（4）組織及び運営体制

① 組織

関係団体と協議の上、効率的かつ効果的な組織体制を整備する。

② 運営体制

ボランティア関係団体及び県災害ボランティアセンターから派遣される運営スタッフ、

災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワーク等が活かされるような運営体制とする。

(5) 閉所の時期について

災害ボランティアセンターの閉所に当たっては、被災地の自治会、関係機関、関係団体等と慎重に合意形成を図りながら、被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

第30節 労務供給計画

(土木課、経済観光課、農林水産課、都市計画課、上下水道総務課、上下水道工務課、福祉課、いきいき健康課、市民課、環境課、給食センター)

災害における応急措置及び災害復旧作業を、迅速かつ適切に実施するため必要な労務者の確保について労務供給計画を次のとおり定めるものとする。

1 動員等の順序

(1) 民間団体(奉仕団)の動員

災害応急措置の実施に当たり、大量の労務を必要とし、作業内容が明確で単純軽易なものについて、市長は次の民間団体に対して協力を求めるものとする。

○民間団体の状況

水俣市地域婦人会(水俣日赤奉仕団)

農協婦人部

(2) 労務者の雇上

市長は、災害応急措置の実施に当たり、労務者を必要とするときは、水俣公共職業安定所長及び芦北地方災害対策本部長(芦北地域振興局長)に対し、要請するものとする。

要請に当たっては、次に掲げる事項を文書又は口頭(電話)で示して行うものとする。

- ① 職業別及び所要労働者数
- ② 作業場及び作業内容
- ③ 労働条件
- ④ 宿泊施設の状況
- ⑤ その他必要事項

2 応援要請

(1) 民間団体に協力を要請しようとするときは、相互応援協定等に基づき、市民対策部において次の事項を明確にして、当該地域及び隣接の団体の長に対して応援を要請するものとする。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

3 民間団体応援隊の編成及び活動

(1) 応援隊の編成

災害の規模に応じて、現地において組織し、産業建設対策部長又は市民対策部長の指示に従うものとする。

(2) 活動内容

応援隊の災害応急措置に係る活動内容は、主に次のとおりとする。

- ① 被災者の救助作業及び災害応急復旧作業
- ② 災害直後の炊き出し作業

(3) 民間団体への応援連絡は、市民対策部において行う。

(4) 応援隊の長は、その活動記録を作成し市民対策部を通じて、災害対策本部に提出するものとする。

4 緊急時の従事命令

市長は、災害対策基本法第65条第1項の規定に基づき、災害応急措置を実施するため、緊急の必要がある場合は、市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対し、従事命令を発するものとする。

5 特殊技術者等に対する従事命令

災害対策基本法第71条第2項の規定に基づく知事の委任があった場合は、市長は通知された期間、当該事務を行われなければならない。

第31節 文教対策計画（教育委員会、福祉課）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命及び身体の安全を保持し、文教施設を災害から保護して教育行政の確保を図るものである。

なお、市内の各小中学校における個々の災害計画については、法令又は規則に基づき、別途校長が計画を定めるものとする。ただし、各市内小中学校は、各地域の避難所となっているので、本計画との整合性を図るよう努めなければならない。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校の文教施設の災害応急措置は、市長が行うものとする。
- (2) 市立小中学校の児童及び生徒に対する災害応急教育対策は、市教育委員会が行うものとするが、災害救助法が適用された場合、又は市が災害応急対策を実施することが困難な場合は、県、又は県教育委員会は、必要関係機関の協力を求めるものとする。
- (3) 私立学校等（幼稚園等）の文教施設の災害応急措置及び児童生徒の災害教育対策は、当該施設の管理者が行うものとするが、必要があるときは市の関係機関とともに協力するものとする。
- (4) 県立学校の生徒に対する災害応急教育対策は、知事又は県教育委員会が行うものであるが、要請があったときは協力するものとする。

2 文教施設の応急対策

市長は、災害の状況により、教育関係機関と連絡をとり、災害の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指示を行い、応急措置を速やかに実施し、災害時における応急教育に支障のないよう措置するものとする。

3 応急教育実施の予定場所

- (1) 教育委員会は、災害発生のおそれがあり、又は災害が発生し、次に掲げる事態に至ったときは、あらかじめ定めた場所若しくは被害の状況に応じて適当な場所を定め、応急教育を実施するものとする。
 - ① 学校施設が災し、教室等が使用不能になったとき。
 - ② 災害が発生し、応急復旧の見込みがないとき。
 - ③ 交通途絶により、通学困難なり災児童及び生徒が多数あるとき。
 - ④ 災害により学校を開放することが困難なとき。
 - ⑤ その他応急措置が必要と認められるとき。
- (2) 応急教育の実施予定場所
 - ① 被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館及び公共の施設
 - ② 応急教育実施に適した民間施設
 - ③ 近接市町の小中学校施設への委託等

4 応急教育の方法

(1) 教育実施者の確保等

市教育委員会は、県教育委員会及び芦北教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう、必要に応じ、県教育委員会に対し教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱が生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。なお、教育実施者が不足する場合は、他管内の教育実施者を動員するものとする。

また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、県教育委員会へ応援を求めるものとする。

(2) 教材、学用品等の調達及び配給の方法

① 教材、学用品等の被害を受けた場合は、所定の様式に従って、県教育委員会に報告する（災害救助法が適用された場合は市長を経由して報告する）とともに、市長にも被害状況を通報するものとする。

② 県教育委員会が教材、学用品等のあっ旋及び調達をする一方、地元の特約教科書販売店及び学用品文具店の協力を求めるものとする。

5 学校給食等の措置

災害により学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、市長は県教育委員会に報告し、指示を仰ぐ一方、災害の状況により直ちに対策措置を講ずるものとする。

また、教育委員会は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法及び供給方法について指示を求めるものとする。

6 災害救助法による学用品の支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小中学校の児童及び生徒に対しては、必要最小限の学用品を給与し、教育活動の確保を図るものとする。

(1) 支給対象者

災害によって住家に全壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水等の被害を受けた小中学校の児童及び生徒とする。

(2) 支給品目

教科書、教材、文房具、通学用品等とする。

(3) 調査及び報告

教育班（教育総務課）は、災害の程度により、学校長に対し、被害状況の取りまとめを依頼し、結果を県教育委員会及び救助班（福祉課）に報告するものとし、報告を受けた救助班（福祉課）は、災害救助法に係る手続きを行う。

(4) 支給方法

教科書等の支給は、学校長と協議の上、教育班（教育総務課）が実施する。

(5) 支給期間

教科書及び教材については、災害発生の日から1ヶ月以内、文房具、通学用品等については15日以内とする。

第32節 自衛隊派遣要請計画（災害対策本部）

本計画は、天変地異その他の災害に対し、人命又は財産保護のため、自衛隊法第83条の規程に基づく自衛隊の派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1 災害派遣要請基準

市長は、天変地異その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合には、災害派遣の要請を知事に要求することができる。

ただし、通信の途絶等により知事に要求できない場合は、自衛隊に通知を行うことが出来る。

（1）災害派遣要請（要求）における考慮すべき三要件

ア 緊急性

さし迫った緊急性があるとき。

イ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外にほかの適切な手段がないとき。

ウ 公共性

公共の秩序を維持するために、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があるとき。

（2）災害派遣要請の要求

① 市長は、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請をするよう要求することができる。

② 知事に災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資材等の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考となる事項

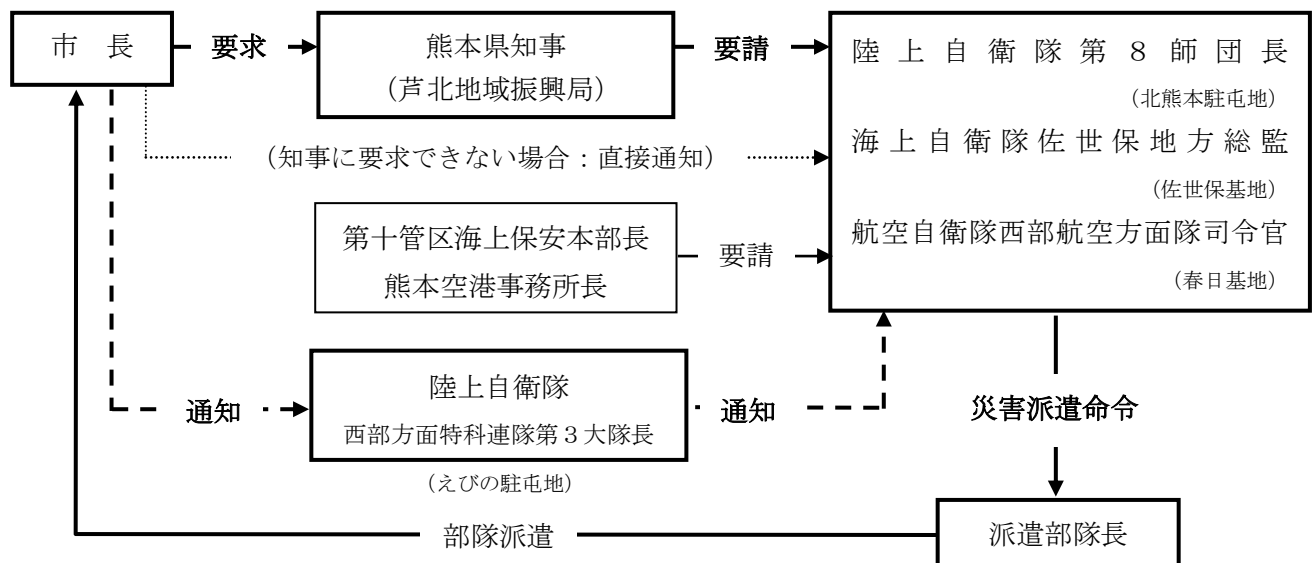
連絡手段、連絡場所、連絡責任者、部隊の集結地、集結地に至る経路上の目標物等

（3）自衛隊の自主派遣

例外的な措置として、大規模な災害が発生した場合に、情報収集のための部隊派遣、通信の途絶等により連絡が不可能な場合の人命救助のための部隊の派遣等、特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合には、要請を待たないで派遣される場合がある。

※ 市が、自衛隊の派遣を要求する前の段階において、ライフライン関係企業が、応急活動を行うに当たって自衛隊の応援を必要とする場合がある。この場合、ライフライン関係企業から市長に要請があった場合には、できる限り県知事へ自衛隊の派遣を要求するものとする。

【災害派遣要請（要求）の流れ】



2 派遣部隊等の受け入れ措置

(1) 市災害対策本部と自衛隊派遣部隊との情報共有及び調整

市災害対策本部、警察、消防等の防災機関は、派遣された自衛隊の活動が円滑に行われるよう、各種情報を迅速かつ的確に把握し、自衛隊指揮官と相互に絶えず情報交換を行い、情報の共有を図ること。

① 市の職員の派遣

自衛隊の要求により、市職員の派遣要請等があった場合には、市職員を自衛隊の主要活動地点へ派遣し、市防災行政無線移動系携帯型無線機の貸与を行う等、可能な限り、迅速な措置を行わなければならない。

② 他機関との調整

自衛隊の活動と他機関との活動が重複しないよう、必要な調整を行う。

調整に当たっては、それぞれの機関の力が最大限に発揮されるよう配慮する。

(2) 活動拠点の提供

① 指揮所、宿泊施設及び野営施設の提供

提供施設については、災害の種別及び避難住民の状況にもよるが、総合体育館（本館）、武道館、エコパーク等、一定の面積を有し、指揮所スペースの確保ができ、駐車場が広い施設を優先的に確保する。

② ヘリポートの提供

ヘリの派遣要請を行う場合は、要請手続の際に、使用可能なヘリポート名、着陸地点の風向及び風速等を、あらかじめ熊本県（危機管理防災課）に連絡を行うこと。

また、近隣住民へ周知し、安全を確保するとともに、発煙筒等をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

派遣部隊の任務以外に一般復旧計画は別途依頼すること。

(3) 資機材の提供等

応急措置に必要な資機材等については、自衛隊指揮官と協議して決めること。

(4) 経費の負担

自衛隊派遣による経費の負担については県地域防災計画によること。

3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出及び救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のう作成、運搬及び積み込み
- (4) 宿泊活動：テントを使用した宿泊施設の設置
- (5) 給水活動：水タンク車及び水トレーラによる給水
- (6) 給食活動：給食車による炊飯(温食)
- (7) 入浴活動：公園、グラウンド等の野外における応急風呂の開設
- (8) 医療及び防疫：応急救護、除染車等による地域の防疫
- (9) 緊急物資等の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (10) 道路の応急啓開：応急土木工事及び土砂崩れに対する工事等

4 災害派遣要請窓口

機関名	連絡窓口	電話番号
熊本県	危機管理防災課	0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 1 5
陸上自衛隊	第8師団司令部	0 9 6 - 3 4 3 - 3 1 4 1 (内線 3 2 3 4) 夜間 (内線 3 2 9 9)
	西部方面特科連隊 第3大隊第3係	0 9 8 4 - 3 3 - 3 9 0 4 (内線 4 0 5) 夜間 (内線 4 0 9)
海上自衛隊	佐世保地方総監部	0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1 (内線 3 2 2 5) 夜間 (内線 3 2 2 2)
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部	0 9 2 - 5 8 1 - 4 0 3 1 (内線 2 3 3 4) 夜間 (内線 2 8 5 0)

5 災害派遣要請（要求）の一例

水災対第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇 〇〇 様

水俣市長 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣の要請について（要求）

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり、自衛隊の派遣要請を求めます。

記

1 災害の状況及び派遣を必要とする事由

（1）人的被害

令和〇〇年〇〇月〇〇日からの豪雨により、〇〇日午前〇〇時〇〇分、〇〇地区での土石流等により、〇名の行方不明者が発生している。水俣消防署、消防団等〇〇名が捜索・救助活動にあたっているものの本市の対応能力を超え、迅速な人命救助が必要である。（緊急性）

（2）物的被害

水道送水管損壊により、〇〇病院、〇〇避難所等への断水が発生し、道路寸断のため給水車等も出動できず、入院患者、高齢者等への早急な給水が必要である。（非代替性）（公共性）

2 派遣を希望する期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分から復旧に向けた本市機能が回復するまでの間

3 希望する部隊規模

人命救助、医療・給水支援に必要な人員、車両（重機、給水車等）、航空機等を希望

4 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動区域

土石流災害現場、〇〇病院、〇〇地区、〇〇地区・・・の避難所

（2）活動内容

行方不明者の捜索・救助活動、医療支援、給水支援

5 その他

（1）派遣部隊の集結目標

水俣市総合体育館（UTM座標：・・・・・・）

（2）ヘリ着陸点

〇〇小学校グラウンド（UTM座標：・・・・・・）

（3）連絡調整者

水俣市役所危機管理防災課 役職 〇〇 〇〇 電話：0966-61-1604

第33節 海上災害対策計画

(危機管理防災課、経済観光課、農林水産課、消防本部)

本計画は、船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失並びにその他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持に当たるものとする。

1 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、八代海上保安署、県、県警察、水俣市及び消防本部は、連携して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

(1) 八代海上保安署の措置

① 予防対策

- ア 防災協力体制に関すること。
- イ 海上災害の予防計画に関すること。
- ウ 防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること。
- エ 海難防止の指導及び啓発に関すること。
- オ 防災関係資料の収集に関すること。
- カ 海上防災の研修及び訓練指導に関すること。
- キ その他所管事項に関すること。

② 応急対策

ア 非常対策の確立

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、海上保安庁長官及び管区海上保安本部長が発令する非常配備並びに災害対策本部の設置に必要な対策の検討及び情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて水俣市災害対策本部の設置を推進する。

(イ) 流出油により、著しい海洋の汚染があると認められるときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第45条第2項の規定に基づき、その汚染の状況について、市長に通知する。

(ウ) 熊本県排出防除協議会に出動を要請するとともに、熊本県災害対策本部との連携を進めるものとする。

特に必要があると認めるときは、市長に対し、海防法第41条の2の規定に基づき、排出された油、有害物質、廃棄物、その他の除去等海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請する。

イ 海上災害に伴う救助活動のため、管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な調査等を行う。

ウ 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保に当たる。

エ 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは油及び放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路情報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回及びその他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知するものとする。

オ 災害状況の把握、情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに、情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報するものとする。

カ 救助活動

(ア) 避難の援助及び勧告

避難命令が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導及び勧告をするものとする。

(イ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合は、捜索及び救助に当たるものとする。

(ウ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送

(エ) 消防活動

船舶等の火災の消火

(オ) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材、救援物資等の緊急輸送

(カ) 物資の無償貸与及び譲与

要請により、又は必要と認める場合は、規定に基づき海上災害救助用物品のり災者への無償貸与又は譲与を行うものとする。

キ 海上交通安全の確保

(ア) 漂流物、沈殿物又はその他航路障がい等の応急措置及び除去についての命令又は勧告

(イ) 水路の損壊及び水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒

(ウ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限又は禁止及び必要に応じ応急標識等の措置

ク 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置

を講じるものとする。

(ア) 海面に油、放射線物質等が流出した場合の付近の警戒、油の飛散、火災発生防止等の措置

(イ) 状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止、航路変更等の指示

(ウ) 危険物積載船舶について、荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限又は禁止の措置

ケ 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化するものとする。

コ 広報

住民の不安の解消及び住民の安全に重点をおき、災害、治安、救助、復旧の状況、応急措置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整の上、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

③ 災害対策基本法に基づく応急業務

ア 異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)

イ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件に必要な措置の指示(第59条)

ウ 居住者、滞在者及びその他の者に対する避難のための立ち退きの指示(第61条)

エ 警戒計画区域の設定及び当該区域への立入制限又は禁止並びに退去の措置(第63条)

オ 応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去及び保管に関する業務(第64条)

カ 応急措置業務への従事命令(第65条)

キ 応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)

ク 応急措置の実施に必要な物資の保管、収用、保管場所への立入り検査及び必要な報告の徴収(第78条)

(2) 熊本県の措置

① 情報の伝達及び応急対策の指示

関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。

② 熊本県防災消防ヘリコプターの出動

(電話) 096-289-2212 (FAX) 096-289-2277

水難事故等において、現地消防力だけでは対応できないと認められるときは、搜索及び救助活動に出動する。

③ 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のために必要があると認められるときは、自衛隊の派遣要請を行う。

④ 関係沿岸への支援

関係沿岸市が行う防除作業に対し、支援を行う。

⑤ その他、関係機関に対する協力要請

(3) 県警察本部の措置

① 海上における警戒及び警備

ア 警備艇、ヘリコプター等により遭難者等の捜索救助、遺体の収容、検死及び災害情報
の収集並びに伝達

イ 陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送及び通信連絡の確保

② 沿岸における警戒警備

ア 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握

イ 危険物の防除活動

ウ 立入禁止区域の警戒及び交通規制

エ 住民の避難勧告及び誘導

オ 被災者の救出、負傷者等の救護

カ 犯罪の予防及び検挙

キ 危険箇所の警戒

ク 死体の見分、検死及び行方不明者の調査

ケ 広報活動

コ 通信の確保

サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(4) 水俣市の措置

① 人命の救出、救護及び捜索（熊本県海難救助隊水俣地区隊長（TEL 6 3 - 3 7 8 6）に応援
要請）

② 初期消火及び延焼防止

③ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知

イ 火気使用の制限、禁止等、火災危険防止措置の広報及び警戒

④ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

⑤ 沿岸地先海面の警戒

流出油、火災、漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先及び海面への巡回監視

⑥ 情報収集及び関係機関への情報伝達

(5) 関係諸団体の協力措置

油除剤、油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、市等から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第3.4節 救援物資要請・受入・配分計画（市民課、福祉課）

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

なお、市は、小口・混載の物資は原則受け入れない等、救援物資の受入の取扱いを決定し、ホームページ等による情報発信を行うものとする。

1 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、市のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2 物資の要請

市が供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、市は、県に不足物資の応援要請を行うものとする。

3 受入・供給体制

（1）物資集積拠点の選定

市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

（2）受入・供給体制の整備

市は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

市は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保等、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会と連携し実施するものとする。